

SBI

IINS

DISCLOSURE 2021

URRA

SBI 損害保険の現状

NCE

2020年4月1日~2021年3月31日

S

peed
スピード / 迅速

B

asic
ベーシック / 基本

I

nsight
インサイト / 洞察

I

nnovation
イノベーション / 革新

N

ew normal
ニューノーマル / 新しい日常

S

ustainability
サステナビリティ / 持続可能性

U

ltimate
アルティマット / 究極

R

esilience
レジリエンス / 再生

A

gile
アジャイル / 機敏

N

etwork
ネットワーク / 連携

C

hallenge
チャレンジ / 挑戦

E

ngagement
エンゲージメント / 相互

私たち SBI 損保が大事にしている言葉です。

2020年10月。当社がスポンサーを務めるJリーグ大分トリニータのホームゲームで、試合開始の挨拶をさせていただく機会がありました。新型コロナウイルスの感染拡大により、スポーツ競技も中止、延期、無観客開催など厳しい状況が続く中、ようやく入場制限も緩和され、当日は7000名の地元大分のサポーターの皆さんと共に試合を観戦できました。いつの日か、満員のスタジアムで、思い切り声を出し、共にゲームを楽しめる日が戻って来ることを切に願いました。

2021年7月。コロナとの戦いは続いています。大変な日々をお過ごしの方へ心よりお見舞い申し上げます。保険事業を通して社会に安心をお届けしたい、地方創生の取り組みを通して、全国に元気をお届けしたいという私の想いは、まだまだ道半ばではありますが、この一年間、ささやかですが着実に前進することができました。

主力の自動車保険においては、価格競争力に加えて、テクノロジーを活用した新たなサービスの提供やスマホアプリの開発にも注力しました。火災保険ではコールセンターの受電業務をAI化するなど最先端の取り組みを推進しました。がん保険はコロナ禍で新規販売が苦戦する状況もありましたが、法人チャネル、地域金融機関とのタイアップを加速させた結果、前期比で18%を超える成長を実現しました。

これまではインターネットを介した販売に集中してきましたが、昨期からはTVコマーシャルにも力を入れ、新たな顧客層の開拓に成功しました。イメージキャラクターの小島瑠璃子さんに「SBI損保、やすいだけじゃない宣言」とアピールしていただき、当社の認知度、ブランド力も大きく高まりました。その結果、元受正味保険料は450億円(※1)を突破し、前年から67億円の増収を達成しました。「お客様満足度」(※2)においても12年連続1位を獲得するなど、実りの多い一年となりました。これもひとえにお客様一人一人のお力添えのおかげです。改めて心よりお礼申し上げます。

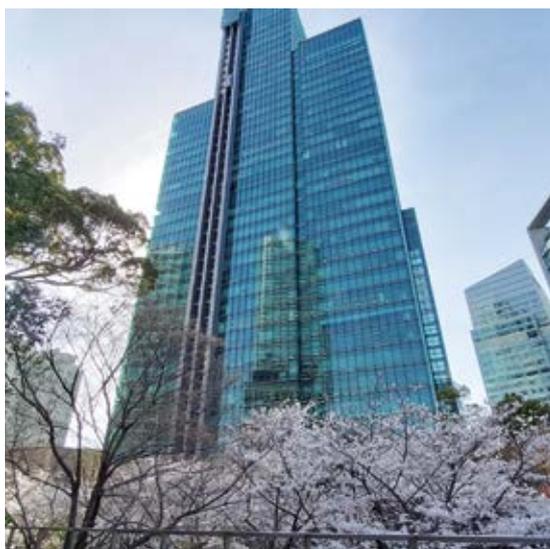
昨期、経営戦略に掲げたDX(デジタルトランスフォーメーション)の推進、CX(カスタマーエクスペリエンス)の向上は、アフターコロナの時代、ますます重要性が高まると考えています。世界は待たなしで変化していきます。コロナ禍の後に迎える「新しい日常」において、当社は何を提供すべきなのか、どのように時代をリードできるのか、しっかりと準備してまいります。私たち自身が挑戦し、進化し、そして保険業界を変革していくという想いを込めて、当社のコーポレートスローガンを「プライスリーダーからゲームチェンジャーへ」(※3)としました。試合開始のホイッスルが、今、私の胸の中で鳴り響きました。



SBI損保がスポンサーを務めるJリーグ大分トリニータのホームスタジアムにて

SBI損害保険株式会社
代表取締役社長 五十嵐 正明

- ※1 2021年3月末における元受正味保険料は、457.1億円でした。
- ※2 「価格.com自動車保険満足度ランキング」の保険料満足度において、12年連続(2010年版から2021年版)で第1位を獲得。
- ※3 ゲームチェンジャーとは、物事の状況や流れ(ここでは保険業界)を一変させる人物やできごとをいいます。

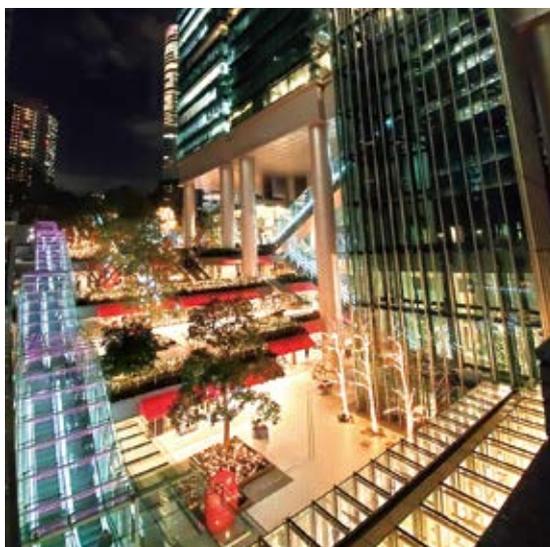


SBI 損保の本社がある泉ガーデンタワー

会社概要

名称	SBI 損害保険株式会社
英文名称	SBI Insurance Co., Ltd.
創業	2006年6月1日
資本金	409億円(資本準備金含む)
正味収入保険料	30,982百万円
総資産	58,768百万円
本店住所	東京都港区六本木 1-6-1 泉ガーデンタワー 16F

クリスマスの季節の泉ガーデンの夜景



目次

トップメッセージ	1
トピックス	
・7 Goals と中期経営計画	3
・DX × CX の取り組み	4
・地方創生へ取り組み	7
・新型コロナウイルスへの対応	8
・企業の社会的責任 (CSR)	9
・広報トピックス	11
SBI グループについて	13
SBI 損保の経営について	
・代表的な経営指標	18
・コーポレート・ガバナンス	21
・リスク管理	24
・コンプライアンス	27
・個人情報への対応	31
商品サービスについて	
・保険のしくみ	38
・商品ラインナップ	42
・各種サービス体制	46
・お客様満足度向上への取り組み	48
業績データ	
・主要な経営指標等の推移	54
・直近の2事業年度における財産の状況	75
コーポレートデータ	
・企業理念	92
・沿革	92
・株主・株式	93
・役員の状況	94
・従業員の状況	94
損害保険用語の解説	95

本冊子は、保険業法第111条に基づき、SBI 損保の考え方や特色、保険サービスに対する取り組み、財務情報などを紹介させていただくために作成したディスクロージャー誌です。当社についてご理解いただく上で、お役に立てていただければ幸いです。

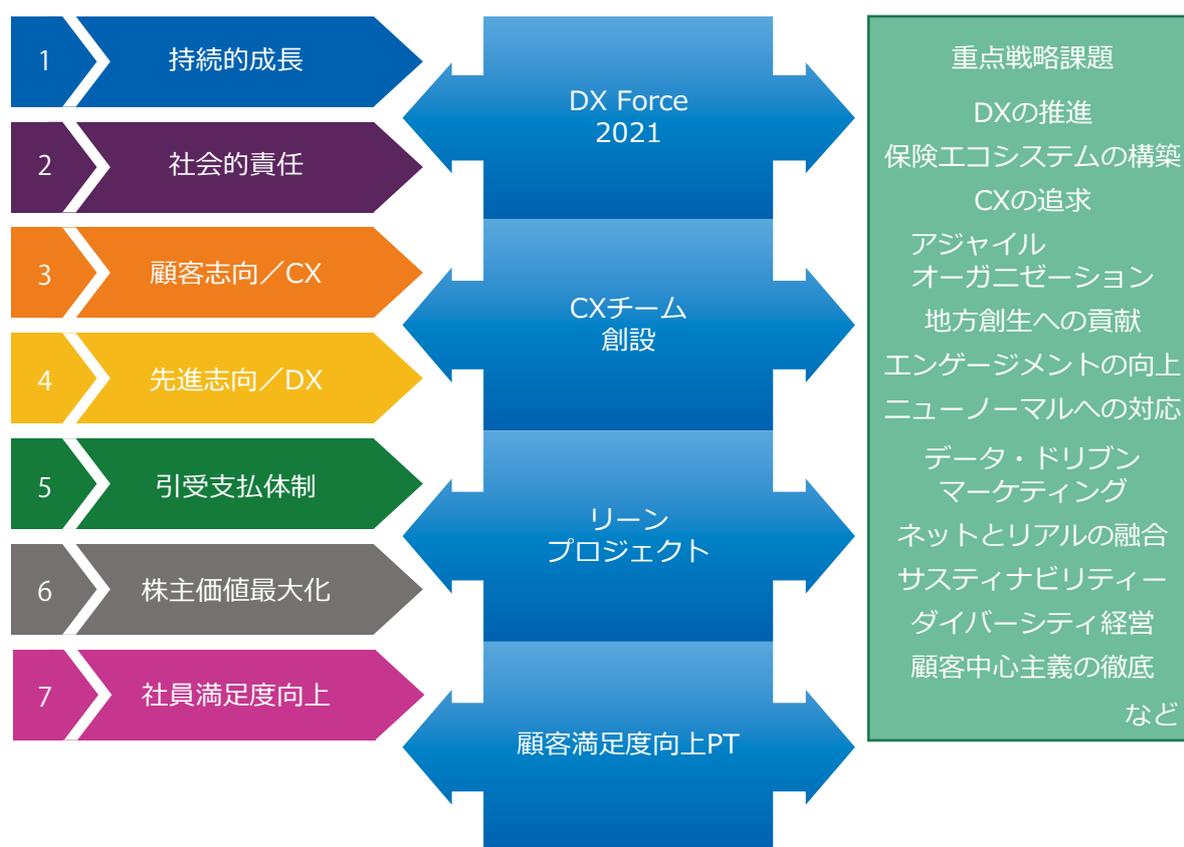
当社は企業としての存在意義を明確にするとともに、持続可能な成長を目指すため、企業理念、コーポレートスローガンを策定するとともに、7項目のKGI (Key Goal Indicator) を定め「7 Goals」と呼称しています。当社の中期経営計画(2021-2025)は、これらを踏まえて策定されています。

企業理念 : 新しい時代に、新しい保険を

コーポレートスローガン : プライスリーダーからゲームチェンジャーへ

7 Goals (Key Goal Indicator)

中期経営計画 (2021-2025)



KGI・中期経営計画を達成するための主なプロジェクト活動

詳細は次頁以降のトピックスも参照ください

SBI 損保は、常に時流を捉え革新的な事業を創造する SBI グループの一員として、顧客中心主義を徹底しながら、デジタルテクノロジーとグループのシナジーを活用し、新たな挑戦を続けています。この1年間は、新型コロナウイルス感染拡大をはじめ、AI や IoT などのテクノロジーの進歩、頻発する自然災害や環境問題の深刻化など、私たちの社会を取り巻く状況とリスクが大きく変化しました。SBI 損保は、以下のようなデジタルテクノロジーを活用した DX (デジタルトランスフォーメーション) の推進・CX (カスタマーエクスペリエンス) の追求により、いち早く新たなリスクに対応し、業務の効率化を図ると同時に、新しい顧客体験を提供しています。

デジタルテクノロジーによる新たな顧客体験

◆ SBI 損保契約者アプリ

SBI 損保が提供するご契約者さま専用の無料アプリです。

ご契約中の保険契約の内容をいつでも確認できる「契約内容照会」のほか、トラブル発生時には「事故のご連絡」や「ロードサービスの手配」をアプリ上で行うことができるなど、もしもの時にも安心・便利な機能をご利用いただけます。

また、事故対応の経過情報や、ロードサービスの手配状況などを、アプリを通じて確認することが可能です。



◆ SBI 損保安全プログラム

自動車保険ご契約者さま向けに、専用のデバイスと「SBI 損保契約者アプリ」を Bluetooth で接続させることにより、急ブレーキ、急ハンドル、急アクセルなどの運転挙動データを取得・分析し、安全運転診断等を行う「SBI 損保安全運転プログラム」のサービスを開始しました。

SBI 損保では事故やトラブルを未然に回避するためのテレマティクス関連サービスを拡充することで、お客さまの安心安全のカーライフをサポートする新しいビジネスモデルを目指しています。



◆ パーソナライズド動画

これまで電話で行っていた保険金請求に関する説明からお客さまの請求意思の確認までを、お客さま一人ひとりに合わせたパーソナライズド動画を用いて、オートメーション化しました。動画の視聴ログや請求意思確認の結果を Web ブラウザ上で確認しながら、保険金支払処理を進めることが可能となり、より迅速な保険金のお支払いを実現しています。



◆ Tポイントサービスの導入

「SBI 損保の自動車保険」の保険料支払いに「Tポイント」が利用できるサービスを開始いたしました。新規で「SBI 損保の自動車保険」をお申込みされたお客さまは、保険料のお支払いの際、保険料の10%を上限に、1ポイント=1円相当としてTポイントをご利用いただけます。

SBI 損保は、これまでさまざまな保険料のお支払方法をご用意しておりますが、Tポイントをご活用いただくことで、さらにおトクにさらに便利に自動車保険にご加入いただけます。

Tポイントが保険料支払いに利用できるのは損害保険業界初(※)となります。

※ 2021年5月時点 (Tポイント・ジャパン調べ)。



デジタルテクノロジーを活用した業務効率化

◆ AI 受電システムの導入

ダイレクト型損保で初めて、火災保険の事故のご連絡を、ロボット (AI) でも受け付けるサービスを開始しました。

AI とのやりとりを希望されるお客さまには、自動音声で必要な情報を聞き取り、SMS を使用して受付内容をお客さまに返信することで、オペレーターを介さずに事故受付が完了します。

AI 受電システムの導入により、お電話が集中しオペレーターへの取り次ぎまで時間を要するときも、お客さまをお待たせすることなく事故受付を行うことができるようになりました。



◆ 保険金の不正請求検知の自動化

お客さまへ迅速・適切に保険金をお支払いするために、保険金の不正請求を見逃すことはできません。

これまで不正請求の検知は、すべて担当者が行っていましたが、AIに過去のデータを学習させることで、プロセスの自動化を進めています。

◆ コールセンターにおける応答率向上

AIを活用して、過去のデータから中長期的なビジネスボリュームに基づくコールセンターの呼量（単位時間あたりの着信件数）を予測し、応答率100%を実現する人員配置の最適化に取り組んでいます。

DX・CXを加速するインフラストラクチャの構築

DX・CXを推進するために、多くのクラウドサービスや企業との協業が重要となります。そのためには外部システムと柔軟に連携できるインフラの整備が求められます。SBI損保では、DX・CXによる変革の効果を確認しつつ投資継続を判断できるインフラの構築を目指し、「オンプレミス（自前のサーバやネットワークでシステムを構築する形態）」から「クラウドサービス活用」にシステム開発方針を変更いたしました。

◆ 基幹システムのクラウド化

がん保険の基幹システムをクラウドへ移行し、将来の商品追加や商品改定を意識した、拡張性に優れた新システム構築しました。この新システムの機能をAPIにより共通化することにより、マイクロサービスを実現し、外部サービスとの連携や料率改定、ビジネス要件変更などへのスピーディーな対応が可能となります。今後、火災保険システムにおいても、クラウドへの移行を予定しています。

◆ クラウド優先のデータセンター構築

日常的に進化するクラウドサービスをタイムリーに活用するために、クラウドサービスとシームレスな連携ができるデータセンターを構築しました。

◆ PBXシステムのクラウド化

コールセンターのPBX（Private Branch eXchanger、構内電話交換機）システムをクラウド化しました。今後各種API機能と連動した高度なコールセンターシステムを構築し、より高品質なサービスをお客さまに提供してまいります。

「DX Force 2021」



SBI損保では、DXを「デジタルテクノロジーの最大限の活用とグループシナジーにより、新しい保険と顧客体験を提供していくための全社横断的な取り組み」と改めて定義し、一連の推進施策を「DX Force 2021」と名付けました。

「DX Force 2021」において、まずは、最先端のAI技術とグローバルの業界知見を備えるDataRobot社およびSBIホールディングスと共同でCoE組織を構築し、上述の「保険金の不正請求検知の自動化」「コールセンターにおける応答率向上」などのプロジェクトを開始しました。

今後、社内のあらゆるデータの利活用とAIの全社的導入を進め、3年間で10以上のテーマをAI化し、「AIドリブンカンパニー」となることを目指します。



SBIグループでは「地方創生への貢献」を重要な経営戦略として、これまでも各地域の金融機関との業務・資本提携、新会社「地方創生パートナーズ」の創設、地方創生を目的としたファンドの設立などに取り組んできました。SBI損保も、こうしたSBIグループ全体の取り組みに連動して、地域金融機関との業務提携・商品提供を続けてきました。

地域金融機関との販売提携

現在は全国 23 の金融法人で、当社保険商品の取り扱いを開始、または決定いただいております。特に、「SBI 損保のがん保険」の団体向け補償制度は、地域金融機関を団体契約者としていただくことでお手頃な保険料で加入いただくことを可能とするサービスです。



SBIグループおよびSBI損保では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策に向けて、さまざまな取り組みを行っています。

お客さまサービスの維持、安心して当社サービスをご利用いただくための取り組み

当社は社会インフラを支える金融機関の一員として、コロナ禍であってもお客さまにご迷惑やご負担をおかけすることが無いよう、可能な限りコールセンターや事故受付センターの平常稼働に努めてきました。また、お客様に安心して当社のサービスをご利用いただくため、現場スタッフも含めた従業員の健康管理、感染防止対策を徹底してまいりました。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止策に向けた取り組み

◆ 在宅勤務（リモートワーク）の活用

お客さまおよび従業員の安全確保と健康に十分配慮した上で、在宅勤務（リモートワーク）が可能な業務領域の従業員について、在宅勤務（リモートワーク）の推進を行っています。

◆ 会議の制限

社内外を問わず、可能な限り対面での会議実施を制限しています。取締役会や経営会議などの重要な意思決定機関については Web 会議システムを導入し、円滑な業務運営を遂行しています。

◆ クラスター発生防止策

保険金支払部門やコールセンター部門においては、室内の換気を徹底し、ビニールカーテンの設置を行うことで、万が一、従業員に感染が確認された場合であっても、クラスターが発生しないよう対策を講じています。

◆ 従業員含む来社される関係者さま全員の体温測定

SBIグループ本社オフィスのある泉ガーデンタワーの各フロア入り口にサーモカメラを設置し、グループ従業員および取引先や委託先などの来社するすべての関係者の体温を測定しています。

◆ PCR 検査および抗体検査の実施

SBIグループでは、医療法人社団 T.O.P ドクターズ 東京国際クリニックと連携し、希望する従業員を対象に無償で、PCR 検査を 2 回、抗体検査を 1 回実施しました。

◆ ワクチンの職域接種

SBIグループでは、ワクチンの職域接種に全面的に協力しています。2021年6月21日より順次、首都圏に勤務する当社グループ従業員（約 5,000 人）とその家族、ならびに当社グループに常駐する業務委託先社員のうち、希望者全員に対してワクチン接種を行っています。

基本的な考え方

SBIグループは、創業以来、社会の一員としてさまざまなステークホルダーとの調和を図りながら、社会の維持・発展に貢献してきました。

当社においても、損害保険事業の社会性、公共性を認識し、社会を持続・発展させるための企業としての責任（Corporate Social Responsibility, CSR）を果たすべく、積極的な活動を行っています。

同時に当社は、2015年に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に基づき、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に当事者意識を持って取り組みを続けています。

大分トリニータとの取り組み

当社は、CSRの形の一つとして、事業で得られた収益の一部を社会に還元すべきと考えています。世界の共通言語であるサッカー（フットボール）への支援は広く社会の共感を得られ、また、地域に根差したJ1クラブチームである大分トリニータを地元のファンとともにサポートすることは、SBIグループが掲げる「地方創生」の理念にもつながると考え、2020年よりスポンサーを務めています。



写真左：当社のロゴが入った大分トリニータのユニフォーム ©OITA.F.C
写真右：キーホルダー寄贈式。社長の五十嵐は感謝状をいただきました。

◆ 子ども向けオンラインイベント開催

コロナ禍でも自宅で気軽にできるトレーニングの実践イベントを、オンラインで開催しました。大分トリニータの選手にも参加いただき、クラブが導入している「ライフキネティック」というトレーニング方法を子どもたちが体験。子どもたちから選手への質疑応答の時間も設け、楽しく有意義なイベントとなりました。

◆ 交通安全を願い反射材キーホルダー寄贈

大分の子どもたちの交通安全に願いを込め、大分県交通安全協会へオリジナルの反射材キーホルダーを1,000個寄贈しました。

大分トリニータのキャラクターである「ニータン」と、大分県交通安全協会のキャラクター「さるーる」があしらわれたオリジナルデザインのキーホルダーは、子どもたちのランドセルやカバンにつけやすいサイズで作りました。

「日本救援衣料センター」を通じた支援

西日本カスタマーセンター独自の取り組みとして、古着の寄付を部内で募りました。古着は「日本救援衣料センター」を通して貧困や自然災害、紛争からの避難等で衣料を必要としている国へ送られ、役立てられました。



文字チャットサービスの提供開始

株式会社プラスヴォイスが提供する代理電話サービスを活用し、文字チャットサービスの提供を開始しました。当社ではこれまでも「手話・筆談」によるサービスを実施してきましたが、手話や筆談が困難な方にもスムーズに各種手続きやお問い合わせ等を行っていたできるようになりました。



損害保険業界としての取り組み

◆ 交通安全啓発活動

交差点での事故低減を目的に「全国交通事故多発交差点マップ」を損保協会 Web サイトで公開しています。また、自転車事故防止活動、飲酒運転防止活動、高齢者の交通事故防止活動にも取り組んでいます。

◆ 自動車盗難の防止

「自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチーム」に2001年の発足当初から民間側事務局として参画し、自動車盗難防止対策に取り組んでいます。

◆ 交通事故防止・被害者支援

自賠責保険の運用益を自動車事故防止対策・自動車事故被害者支援等に活用しています。

◆ 住宅修理業者トラブルへの注意喚起

独立行政法人国民生活センターと連携してチラシなどを作成し、啓発活動を行っています。

◆ 保険金詐欺の防止

警察庁と連携し、保険金詐欺の防止に向けたポスターを作成し、全国の保険代理店などに配布しました。

その他の取り組みは損害保険協会のホームページもご参照ください。

(<https://www.sonpo.or.jp/>)



◆「価格.com 自動車保険満足度ランキング 2021」保険料満足度 12年連続第1位!

株式会社カクコムが発表した「価格.com 自動車保険満足度ランキング 2021」の保険料満足度において第1位の評価をいただきました。(※1)なお、保険料部門では、12年連続(2010～2021年版)での獲得となります。



◆ オリコン顧客満足度® ランキング 定期型がん保険商品 総合1位 自動車保険 保険料 第1位

2021年度のランキングにおいて、定期型がん保険商品での総合1位は初めての獲得、自動車保険での保険料第1位は9度目の獲得となります。(※2)



2021年
オリコン顧客満足度®調査
定期型がん保険商品 総合1位



2021年
オリコン顧客満足度®調査
自動車保険 保険料1位

◆ 医師100名の87%がSBI損保のがん保険を人に勧めたいと評価

2018年6月に、がんの診療に直接携わる医師に対し、「SBI損保のがん保険」について「他人への推奨意向」「自身での利用意向」に関する調査を行いました。調査の結果、医師100名の87%が「他の人に勧めたい」と回答、75%が「自身で利用したい」と回答し、保険業界で初めて「AskDoctors 医師の確認済み商品」に認定されました。



◆ 「問合せ窓口格付け」および「Webサポート格付け」において三つ星を獲得

HDI-Japanが発表した2020年公開格付け調査「HDI格付けベンチマーク」において、問合せ窓口格付け、Webサポート格付けの2部門で最高ランクの三つ星を獲得しました。



問合せ窓口格付け



Webサポート格付け

※1 2020年5月から同年10月に価格.comを利用した方のなかで、調査時点において自動車保険(任意保険)に加入している、もしくは事故時等に保険会社に連絡をしたことのある、男女4,114人から得た回答に基づきランキングを発表(株式会社カクコム調べ)。

※2 株式会社 oricon ME 調べ(2021年版)オリコン顧客満足度®調査 定期型がん保険商品ランキングは、定期型がん保険について、7商品からファイナンシャルプランナー30名を対象とした調査に基づきランキングを発表しています。オリコン顧客満足度®調査 自動車保険ランキングは、自動車保険について、過去4年以内に自分が運転していて自動車保険を適用したことがあり、かつ、自動車保険へ加入する際に選定に関与した18歳～79歳の男女13,379名から得た回答に基づきランキングを発表しています。

マスメディア広告

◆ 新 TVCM 放映開始 (2020 年 8 月)

ブランドキャラクターに小島瑠璃子さんを起用して、TVCM を放映しています。新 CM では、SBI 損保のブランドカラーでもあるブルーの旗を掲げた小島さんが「Web サイトが見やすい」「ロードサービスが頼みやすい」など、当社の魅力をアピールしています。



小島瑠璃子さんのプロフィール

ホリプロスカウトキャラバンでグランプリ受賞後、TV番組で活躍中。モデル、スポーツキャスターの一面も。「こじり」の愛称でもおなじみ。

◆ ラジオ番組の提供開始 (2021 年 4 月)

毎週土曜日 9:55 から TOKYO FM にて当社提供の「TOKYO こども TIMES」を放送しています。パーソナリティは杉浦太陽さん。「パパママと KIDS の会話の架け橋に」をコンセプトに、子どもたちの流行など、子どもに関するトピックをご紹介します。



杉浦太陽さんのプロフィール

ウルトラマンコスモスの主役で注目。辻希美さんと結婚後は、4 児の父親として子育てにも奮闘。理想のイクメンランキングで 1 位に選ばれる。

協賛活動

◆ 「DX Drive 2021」に協賛 (2021 年 2 月)

株式会社 Kaizen Platform が主催する「DX Drive 2021」に協賛し、「SBI 損保賞」(※ 3) として優秀な結果を残したグロースハッカー(※ 4) を表彰いたしました。本イベントは「顧客体験 DX」をテーマに、オンライン形式で行われたカンファレンスで、SBI 損保は今回初めて協賛しました。



※ 3 SBI 損保の UI 改善に高い効果が認められる施策を講じた個人を対象とする表彰。

※ 4 Kaizen Platform におけるグロースハッカーとは、Web サイトや動画クリエイティブの改善によって、顧客 (SBI 損保など) のサービスをグロースさせる、DX 事業をサポートするのに欠かせない存在のこと。

◆ AI イベントに登壇 (2021 年 6 月)

DataRobot, Inc. が開催したオンラインイベント「AI Experience Virtual Conference 2021」で、当社社長の五十嵐が基調講演を行いました。五十嵐は、講演の中で「DX・CX の推進とグループシナジーの活用により、ビジネスチャンス先取りし、新しい保険と顧客体験を提供したい」と語りました。



SBIホールディングス

SBIグループは、日本のインターネット金融のパイオニアとして、1999年に産声をあげました。証券事業（SBI証券）・銀行事業（住信SBIネット銀行）・保険事業（SBIインシュアランスグループ）を中心とする金融事業に加えて、アセットマネジメント事業、バイオ・ヘルスケア&メディカルインフォマティクス事業など、幅広い分野で事業展開し、現在、グループの総顧客数は3000万人、売上高5400億円の、日本を代表するネット金融グループとなりました。

創業者北尾吉孝の経営理念の下で「顧客中心主義」を提唱し、300を超えるグループ企業が相互に連携し、グループシナジーを最大化するとともに、グループ外の企業グループとも積極的に連携する「オープンアライアンス戦略」を推進しています。

昨今は「地方創生」をキーワードとして、各地の地域金融機関との業務資本提携を加速させており、「第四のメガバンク構想」はたびたびメディアで取り上げられています。

SBIグループの3つの事業領域

・金融事業



・アセットマネジメント事業



・バイオ・ヘルスケア&メディカルインフォマティクス事業



SBIグループの5つの経営理念

- ・正しい倫理的価値観を持つ
- ・金融イノベーターたれ
- ・新産業クリエーターを目指す
- ・セルフエボリューションの継続
- ・社会的責任を全うする

SBIグループの戦略

- ・地方創生
- ・オープンアライアンス
- ・金融生態系
- ・グループシナジー

顧客中心主義

SBIグループでは、創業当初から一貫して、お客さまの利益を最優先する「顧客中心主義」を貫いてきました。昨今、金融庁が提唱する「顧客本意の業務運営／Fiduciary duty」を先取りした取り組みとして、グループ各社の経営の根幹に根ざしています。

SBI インシュアランスグループについて

SBI インシュアランスグループは、SBI 損保、SBI 生命、SBI いきいき少短、SBI 日本少短、SBI リスタ少短、SBI プリズム少短、常口セーフティ少短（※1）の7社が一体となって総合的な保険事業を展開する、SBI グループの保険部門です。持ち株会社である SBI インシュアランスグループ株式会社は、2018 年に東証マザーズに上場しました。

SBI インシュアランスグループの特徴は、グループ内各社が、それぞれ特徴ある商品を展開し、独自の販売チャネルを開拓していることにあります。各社間で商品の相互販売を推進したり、共同保険により魅力的な保障を実現するなど、グループシナジーを最大限に活かしています。AIやブロックチェーン技術など最先端テクノロジーをグループ横断的に採用したり、各社の優れたサービス、オペレーションを横展開できることも、グループ経営の強みです。

現在、SBI インシュアランスグループの総顧客数は 230 万人を超え、証券部門（※2）600 万人、銀行部門（※3）450 万人につぐ、SBI グループの中核事業に成長してきました。SBI 損保は SBI インシュアランスグループのけん引役として、業容拡大に努めてまいります。

※1 正式社名は、SBI 損害保険（株）、SBI 生命保険（株）、SBI いきいき少額短期保険（株）、SBI 日本少額短期保険（株）、SBI リスタ少額短期保険（株）、SBI プリズム少額短期保険（株）、常口セーフティ少額短期保険（株）です。

※2 SBI 証券、SBI ネオモバイル証券、SBI ネオトレード証券 3 社の証券口座数は、2021 年 3 月末現在、681.3 万口座です。

※3 住信 SBI ネット銀行の預金口座数は、2021 年 3 月末現在、451 万口座です。

SBI インシュアランスグループの全体像



代表的な商品

SBI 損保	自動車保険 がん保険 火災保険 賠償責任保険 動産総合保険 傷害保険
SBI 生命	死亡保険 医療保険 就業不能保険 団体信用保険
SBI いきいき	死亡保険 医療保険 通販型ペット保険
SBI 日本少短	家財保険 テナント保険 バイク保険 自転車保険
SBI リスタ	地震費用保険 ペット賠償責任保険
SBI プリズム	ペット保険
常口セーフティ	家財保険

SBI 損保の組織体制

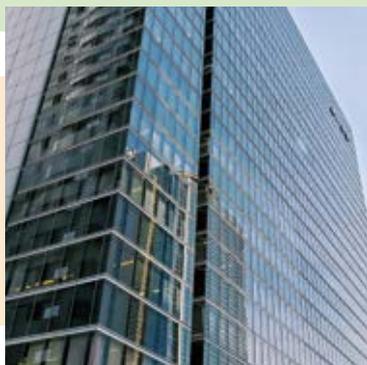
株主総会	取締役会	保険計理人
監査役会		コンプライアンス委員会
		リスク管理委員会
		「お客さまの声」対応委員会
	代表取締役社長	経営会議
		IT戦略委員会
経営戦略本部	経営企画部	経営企画課 ビジネス開発課 収益管理課 広報室 イノベーション推進室
	商品開発部	商品開発課 商品管理課
	情報システム部	開発 1 課 開発 2 課 開発 3 課 運用管理課 セキュリティ対策室
コーポレート本部	総務人事部	人事課 総務課
	経理財務部	
	リスク・コンプライアンス部	法務コンプライアンス課 リスク管理課 業務品質管理課
営業本部	マーケティング部	マーケティング企画課 マーケティング業務課
	パートナービジネス開発部	アライアンス推進課 代理店営業課
	ソリューションマネジメント部	企画課 業務課
	グループシナジー推進部	
カスタマー本部	CS企画推進部	CS企画課 CS推進課
	カスタマーサービス 1 部	業務 1 課 業務 2 課 業務 3 課 業務 4 課
	カスタマーサービス 2 部	業務 1 課 業務 2 課 業務 3 課 業務 4 課
損害サービス本部	損害サービス業務部	企画課 IT 推進課 SC 管理課 業務課 車両ネットワーク課 監査室
	損害サービス 1 部	東京傷害 SC 火災保険 SC 医療保険 SC
	損害サービス 2 部	東京第 1 SC 東京第 2 SC 東京第 3 SC 東京第 4 SC
	損害サービス 3 部	東京第 5 SC 東京第 6 SC 福岡第 1 SC
	損害サービス 4 部	大阪第 1 SC 大阪第 2 SC 大阪第 3 SC 大阪車両 SC
	損害サービス 5 部	仙台第 1 SC 仙台第 2 SC 仙台傷害 SC 仙台車両 SC
		渋谷受付センター 仙台受付センター
社長直轄	内部監査室 お客様相談室	

(2021 年 7 月現在)

SBI 損保の事業拠点

本店

東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー16階
TEL: 03-6229-0193



大阪オフィス 大阪サービスセンター

大阪市淀川区宮原町3-5-24 新大阪第一生命ビル3階・5階

渋谷オフィス

東日本コンタクトセンター
東京サービスセンター

東京都渋谷区道玄坂1-10-8 渋谷道玄坂東急ビル4階・5階・7階



福岡オフィス

西日本コンタクトセンター福岡サテライト
福岡サービスセンター

福岡市中央区大名1-4-1 NDビル7階

仙台オフィス

仙台サービスセンター

仙台市青葉区一番町2-2-13
仙建ビル8階



鳥栖オフィス

西日本コンタクトセンター

佐賀県鳥栖市本鳥栖町537-1 フレスポ鳥栖2階

SBI

SBI 損保の経営について

INS

代表的な経営指標 18

コーポレート・ガバナンス 21

リスク管理 24

コンプライアンス 27

個人情報への対応 31

UR

NCE

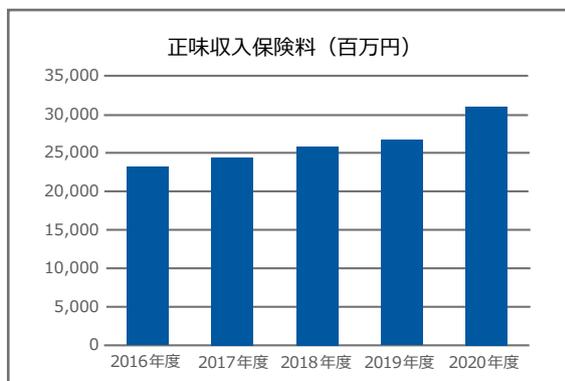
代表的な経営指標

直近の2事業年度における代表的な経営指標

項目	2019年度	2020年度	指標の解説
元受正味保険料	38,991 百万円	45,712 百万円	ご契約者さまからお預かりした保険料から諸返戻金を控除した額で損害保険会社の売上規模を示す指標のひとつです。
正味収入保険料	26,680 百万円	30,982 百万円	ご契約者さまからお預かりした保険料(元受正味保険料)から再保険料を加減した額で損害保険会社の売上規模を示す指標のひとつです。 正味収入保険料 = 元受正味保険料 + 受再正味保険料 - 出再正味保険料
正味損害率	85.5%	68.3%	正味収入保険料に対する支払った保険金の割合のことであり、損益計算書上の「正味支払保険金」に「損害調査費」を加えて「正味収入保険料」で除した割合です。 正味損害率(%) = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料 × 100
正味事業費率	17.7%	18.3%	正味収入保険料に対する保険会社の保険事業上の経費の割合のことであり、損益計算書上の「諸手数料及び集金費」に「営業費及び一般管理費」のうち保険引受に係る金額を加えて「正味収入保険料」で除した割合です。 正味事業費率(%) = (保険引受に係る営業費及び一般管理費 + 諸手数料及び集金費) ÷ 正味収入保険料 × 100
保険引受利益又は損失(△)	△ 2,204 百万円	△ 869 百万円	正味収入保険料等の「保険引受収益」から、保険金・損害調査費等の「保険引受費用」と保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支(自賠責保険などに係る法人税相当額等)を加減したもので、保険本業での最終的な損益を示すものです。 保険引受利益(損失) = 保険引受収益 - 保険引受費用 - 保険引受に係る営業費及び一般管理費 ± その他収支
経常利益又は経常損失(△)	△ 403 百万円	523 百万円	正味収入保険料、利息及び配当金収入、有価証券売却益等の「経常収益」から、正味支払保険金、有価証券売却損、営業費及び一般管理費等の「経常費用」を差し引いたもので、経常的に発生する取引から生じた損益を示すものです。
当期純利益又は当期純損失(△)	△ 441 百万円	33 百万円	経常利益(経常損失)に特別損益・法人税及び住民税・法人税等調整額等を加減したもので、保険会社の最終的な利益(損失)を示すものです。
単体ソルベンシー・マージン比率	537.1%	545.5%	保険会社における保険金の支払余力を示します。保険会社は、保険契約上の責任を果たすための引当として責任準備金を積み立てていますが、予想を超えた保険事故のリスクや、資産運用をめぐるリスクなどが発生した場合に、自己資本や準備金を取崩して対応する必要があります。ソルベンシー・マージン比率が200%を下回った場合には、監督当局によって早期是正措置がとられます。
総資産額	46,676 百万円	58,768 百万円	損害保険会社が保有する現金・有価証券・貸付金等の資産の総額で、貸借対照表上の「資産の部合計」であり、損害保険会社の資産規模を示すものです。
純資産額	11,274 百万円	12,061 百万円	損害保険会社が保有する資産の合計である総資産から、責任準備金等の負債を控除したものであり、貸借対照表上の「純資産の部合計」で、損害保険会社の担保力を示します。
その他有価証券評価差額	△ 2,521 百万円	△ 1,767 百万円	「金融商品に係る会計基準(いわゆる時価会計)」等により、有価証券等を売買目的、満期保有目的、子会社株式および関連会社株式、責任準備金対応債券、その他有価証券に保有目的で分類します。その他有価証券評価差額は、その他有価証券の時価と取得原価の差額(いわゆる含み損益)から法人税等相当額を控除したものです。
リスク管理債権	該当なし	該当なし	貸付金のうち、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号口に基づき開示している不良債権額です。貸付金の価値の毀損の危険性、回収の危険性等に応じて、「破綻先債権」、「延滞債権」、「3カ月以上延滞債権」、「貸付条件緩和債権」の4つに分類されています。
資産の自己査定結果における分類額計	-	-	保有資産を価値の毀損の危険性等に応じて、自己で分類区分をします。債務者の状況及び債権の回収可能性の評価に応じてI、II、III、IVの4つに分類し、このうち、何らかの回収の危険性又は価値の毀損の可能性があるII、III、IV分類の合計額です。

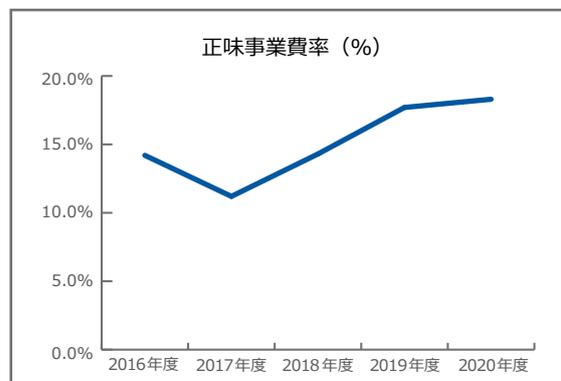
2020年度の代表的な経営指標

正味収入保険料



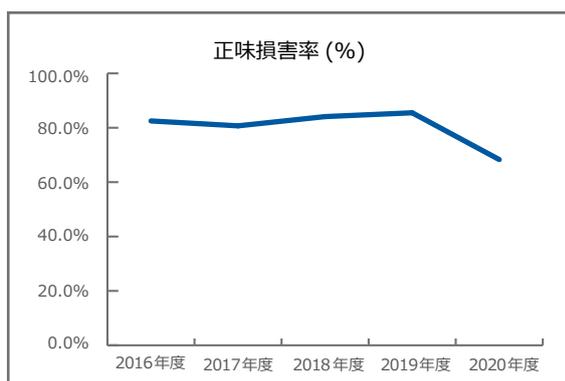
309.8 億円

正味事業費率



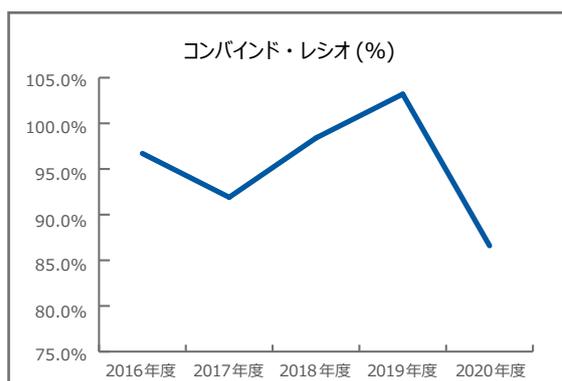
18.3%

正味損害率



68.3%

コンバインド・レシオ



86.6%

保有契約件数



113.7 万件

新規契約件数



19.7 万件

2020年度の事業概況

◆ 業績の概況

当年度の業績は、保険引受収益が 30,997 百万円、資産運用収益が 1,605 百万円、その他経常収益が 133 百万円となり、これらを合計した経常収益は 32,737 百万円となりました。

また、保険引受費用が 23,510 百万円、資産運用費用が 74 百万円、営業費及び一般管理費が 8,598 百万円、その他経常費用が 29 百万円となり、これらを合計した経常費用は 32,213 百万円となりました。この結果、経常利益は 523 百万円、当年度純利益は 33 百万円となりました。

◆ 保険引受の概況

損害保険会社の売上規模を示す指標として用いられる元受正味保険料は、前年度に比べ 17.2%増加して 45,712 百万円、正味収入保険料は前年度に比べ 16.1%増加して 30,982 百万円となりました。保険引受費用のうち、正味支払保険金は 17,471 百万円、損害調査費は 3,694 百万円となった結果、正味損害率は 68.3% となりました。

また、保険引受に係る営業費及び一般管理費は 8,355 百万円、諸手数料及び集金費は△ 2,696 百万円となった結果、正味事業費率は 18.3%となりました。

これらに支払備金繰入額、責任準備金繰入額などを加減した保険引受利益は、△ 869 百万円となりました。

◆ 資産運用の概況

当年度の総資産は前年度に比べ 25.9% 増加して 58,768 百万円、運用資産は前年度に比べ 41.8% 増加して 44,746 百万円となりました。運用資産のうち 14,248 百万円を銀行預金、898 百万円を買入金銭債権、136 百万円を金銭の信託、29,320 百万円を有価証券で運用しており、当年度の利息及び配当金収入は 459 百万円となりました。

◆ 対処すべき課題

中期経営計画において全社戦略課題としており、常態化する大規模自然災害や新型コロナウイルス感染症拡大といったニューノーマルへの対応が課題となります。このような社会情勢の変化の影響を鑑み、DX・CX とデータドリブンマーケティングを推進し、アジャイルオーガニゼーションを志向しながらグループ内外のパートナーと保険エコシステムを構築し、さらなる収益力の向上と財務基盤の強化に向けた取り組みを強化します。また、グループが創業以来掲げる顧客中心主義の下で、地方創生への貢献をさらに推し進め、併せて社内のエンゲージメントの向上を図ることにより、全社員で保険会社としての Fiduciary duty を真摯に果たしてまいります。

◆ 2020 年度の決算の仕組み

(単位：百万円)

経常収益	32,737	—	経常費用	32,213
保険引受収益	30,997		保険引受費用	23,510
資産運用収益	1,605		資産運用費用	74
その他経常収益	133		営業費及び一般管理費	8,598
			その他経常費用	29
経常利益				523
		—		
特別損失				25
		—		
法人税及び住民税、法人税等調整額				464
当期純利益				33

コーポレート・ガバナンス

コーポレート・ガバナンス態勢

当社は機動的な意思決定機能および業務遂行や財務の健全性のチェックなど事業運営に対する監督機能を確保するために、下記の態勢を構築しています。

1 取締役会

2021年6月末日現在、株主総会にて選任された5名の取締役からなる取締役会を設置しております。経営に関する重要事項の意思決定および業務執行の監督を行います。原則月1度の定例取締役会に加え、必要に応じて適時臨時取締役会を開催しています。

2 監査役会

2021年6月末日現在、株主総会にて選任された3名の監査役からなる監査役会を設置し定期的に監査役会を開催しており、うち2名が社外監査役となっています。取締役会や各種委員会に出席し適時有益な意見を述べるなど、取締役の業務執行の監査ならびに当社の業務および財産の状況について独立した見地から監督しています。

3 経営会議

取締役会にて決定された経営の基本方針などに従い、業務執行について協議する経営会議を設置しています。

4 コンプライアンス委員会・リスク管理委員会

コンプライアンス委員会およびリスク管理委員会を設置しています。コンプライアンスに係る課題について具体的な取組計画を策定、推進し、またリスク管理方針や遵守状況を点検・管理することにより、事業運営の監督機能の強化および経営の健全性の向上を図っています。

詳細は24～28ページをご参照ください。

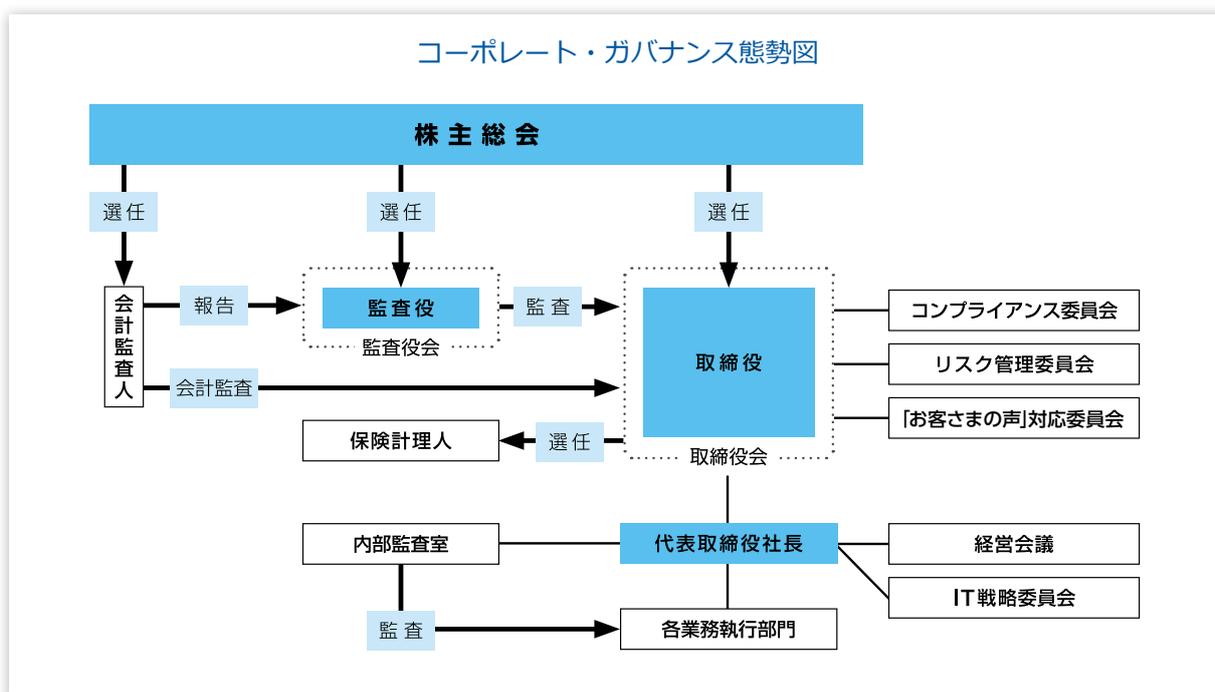
5 「お客様の声」対応委員会

お客様の声を真摯に受けとめ、サービスの向上を図るために毎月「お客様の声」対応委員会を開催しています。苦情やお問い合わせなどお客様の声を綿密に分析し、商品やサービスに反映することにより顧客満足度の向上を図っています。

詳細は50～51ページをご参照ください。

6 IT戦略委員会

IT戦略を協議するIT戦略委員会を設置し、IT戦略及び計画の立案、ならびにIT関連の各種案件の検討を経営戦略、業務改善、投資効果およびリスク等の多角的観点から総合的に行っています。



内部統制システムに関する方針

当社では、2007年6月27日開催の取締役会にて「内部統制システムに関する基本方針」を定めており、その後の取締役会にて一部を改正し、下記の方針としています。

内部統制システム構築の基本方針

1 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、法令遵守及び倫理的行動が、当社の属する企業集団の経営理念・ビジョンの実現の前提であることを、代表取締役をして全役員に徹底させるものとする。
- (2) 当社の取締役及び使用人は当社における法令・定款違反行為その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するものとする。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 当社は、取締役の職務の執行に係る情報を、文書または電磁的記録（以下「文書等」という）に記載又は記録して保存し、管理するものとする。
- (2) 文書等は、取締役又は監査役が、常時閲覧できるものとする。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

代表取締役は、当社の業務執行及び当社の属する企業集団の経営理念・ビジョンの推進の妨げとなるリスクに対して、そのリスクを把握し、適切に評価して管理するものとする。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役間の権限分掌を適切に定めることによって、効率的な職務の執行を行う体制を構築するものとする。

5 当社、親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、親会社であるSBIインシュアランスグループ株式会社の監査役及び内部監査部門の監査を受けるとともに、当社の内部管理統括責任者と親会社のコンプライアンス担当取締役が情報交換をする機会を設けることによって、課題及び問題の把握に努めるものとする。

6 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人（以下「補助使用人」という。）を置くことを検討する。

7 補助使用人の取締役からの独立性に関する事項

補助使用人を置く場合は、補助使用人の異動・評価について、監査役会の同意を得ることとする。

8 監査役の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

補助使用人を置く場合、監査役の職務の補助に関する指揮命令権は、監査役に属するものとする。

9 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

- (1) 取締役及び使用人は、次の事項を知ったときは、監査役に報告するものとする。
 - ① 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - ② 重大な法令・定款違反
 - ③ その他取締役及び使用人が重要と判断する事項
- (2) 当社は、前項の報告のための情報システムを整備するものとする。

10 前条の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

前条に基づき監査役への報告を行った取締役及び使用人は、当該報告を行ったことを理由として、いかなる不利益な取扱いも受けないものとする。

11 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用又は債務について、費用の前払、支出した費用及び支出の日以後における利息の償還、又は負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、これに応じるものとする。

12 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、監査役と随時会合を持ち、経営上の課題及び問題点にかかる情報共有を図るものとする。

13 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、反社会的勢力と一切の関係を遮断し、毅然として対応することを宣言するとともに、警察、弁護士等の外部専門機関との連携体制強化を図るなど、反社会的勢力排除に向けた社内体制の整備を推進するものとする。

内部統制システムの運用状況の概要

1 取締役会

当社は株主総会にて選任された取締役からなる取締役会を設置しており、2020年度は定例取締役会を8回開催しました。また、4回の書面決議を実施しました。

2 監査役会

当社は株主総会にて選任された監査役からなる監査役会を設置しており、2020年度は10回の監査役会を開催しました。

なお、監査役は、取締役会に出席するとともに代表取締役や内部監査室と随時会合を持ち、経営上の課題および問題点に係る情報共有を図っています。

3 経営会議

当社は、取締役会で決定された経営の基本方針などに従い業務執行について協議する経営会議を設置しており、2020年度は7回の経営会議を開催しました。また、5回の書面協議を実施しました。

4 コンプライアンス委員会

当社は、コンプライアンスに係る課題について具体的な取組計画を策定し、これを管理・実行することによって当社のコンプライアンスを推進することを目的として、コンプライアンス委員会を設置しており、2020年度は7回のコンプライアンス委員会を開催しました。また、5回の書面審議を実施しました。

5 リスク管理委員会

当社は、リスク管理に係る基本方針および各リスク管理規程について審議し、その遵守状況を点検・管理することにより、リスク管理および統合的リスク管理の高度化と実効性を確保することを目的として、リスク管理委員会を設置しており、2020年度は7回のリスク管理委員会を開催しました。また5回の書面審議を実施しました。

リスク管理

リスク管理態勢の整備

当社はリスク管理を経営上の最重要課題のひとつと位置付け、リスクの正確な把握・分析評価と適切な管理・運営に努め、経営の安全性等の確保を図っています。

1 基本方針

当社は、財務の健全性および業務の適切性を確保し、保険契約上の責務を確実に履行することを目的として、当社を取り巻く様々なリスクを総体的に把握し、かつリスクの特性等に応じた適切な方法で、リスクを管理する方針としています。

これを受け、当社では「リスク管理方針」を制定し、管理対象とするリスクの種類や管理態勢等について定めるとともに、リスク管理を経営の最重要課題の一つとして位置付け、経営目標との整合性を確保しつつこれを実施することについても明確にし、全社的にリスク管理態勢の整備・高度化を推進しています。

2 リスク管理委員会

当社では、取締役会の諮問機関として、「リスク管理委員会」を設置しております。本委員会は、当社のリスク管理統括部門であるリスク・コンプライアンス部が事務局を担当し、リスク管理上の重要課題や個別重要戦略への取組状況および資本・リスクの状況等について、下記のリスク管理担当部室から報告を受け、必要な対策を審議・決定しています。また、リスク管理に係る基本方針・諸規程の整備等を通じて、社内のリスク管理態勢の一層の充実を図っています。

3 リスク管理担当部室

当社では、当社を取り巻くリスクの特性に応じて、そのリスクの管理を主管する部室を「リスク管理担当部室」としています。リスク管理担当部室は、自らが統括するリスクの管理方針・施策を決定するとともに、社内および外部委託先等における当該リスクの発現状況、管理態勢および改善課題への取組状況等について自己評価を実施し、それらの状況と対策等をリスク管理委員会へ定期的に報告します。

4 統合的リスク管理の推進

当社は、持続的な企業価値の向上に向け、統合的リスク管理（ERM：Enterprise Risk Management）態勢の整備を進めています。

具体的には、収益（リターン）・リスク・資本をバランスよく一体的に管理し、財務の健全性を確保しつつ、収益性や資本効率の向上を図ることとなりますが、当社ではその達成に向けた様々な取り組みを実

施しています。

5 主要なリスクとその管理態勢

当社では、以下を主要なリスクと位置付け、各リスクに係る規程・マニュアル等を整備することにより、適切な管理態勢の整備・運用を図っております。このうち、保険引受リスクと資産運用リスクについては、収益の源泉として特に重点的に管理すべきリスクとして認識しています。

(1) 保険引受リスク

本リスクについては、商品の改廃や保険料率の改定、引受基準の設定による適切なアンダーライティングの実施、定期的な損害率等の主要指標に関するモニタリングの実施、特定のシナリオに基づくストレステストの実施による影響度の把握とアクションプランの整備、および再保険を活用したリスクの移転等による管理を行っています。

(2) 資産運用リスク

本リスクについては、「資産運用方針」や資産運用部門が経営計画や市場動向等を踏まえて策定する「資産運用計画」等において、投資可能商品や運用限度額等を明確化し、その遵守状況をモニタリングするほか、資産の特性に応じて、金利リスク、為替リスク、株式リスクおよび信用リスク等のリスクカテゴリーごとに、主要指標に関するモニタリングの実施、各種の感応度分析を含むストレステストの実施、ロスカットルールの運用および市場 VaR 等に基づくリスクリミット管理等による管理を行っています。

(3) オペレーショナルリスク

オペレーショナルリスクとは、当社の内部プロセス、人やシステムが不適切であることまたは機能しないこと等により発生するリスクをいいますが、主として以下のようなリスクとなります。

①事務リスク

当社の事業運営においては、保険契約の申込み、保険料の請求、保険金等の支払い等の保険契約の管理や資金決済等をはじめとして、極めて多岐に亘る事務プロセスが存在します。そのため、当社では、手順書の整備や、重大な事務ミスが発生した場合には、その事例検証に基づく再発防止策の策定等により、本リスクの管理を行っています。

②外部委託リスク

当社においては、例えば、情報システムの開発・保守・運用、お客さまへの各種通知等の印刷、損害調査サービスおよび文書保管等のように、一部の業務を外業者に委託しております。そのため、当社では、社内規程にて定める事前確認や審査に基づく委託契約の締結、委託後における適切な業務の遂行に係る指導や管理、そして定期的な監査の実施等により、本リスクの管理を行っています。

③流動性リスク

当社が営む保険事業においては、保険金および解約返戻金等の支払いに備え、十分な流動性を確保する必要があります。そのため、当社では、資金繰りの状況に関する定期的なモニタリングの実施や、特定のシナリオに基づくストレステストの実施による影響度の把握等により、本リスクの管理を行っています。

④システムリスク

当社は、保有や運用するシステムの特性に応じて、本リスクを、システム企画・開発リスク、システム運用リスク、情報管理リスク、建物・設備リスクおよびコンティンジェンシープランリスク等に細分化し、これらをセキュリティポリシーに基づき適切にコントロールしています。特にコンティンジェンシープランにおいては、危機事象の規模に応じた組織的・機能的な対応により、損害を最小限に抑え、機能を迅速に復旧するための対応・報告態勢を明確にし、復旧までのロードマップを定めています。

⑤風評リスク

当社は、当社に関わる情報を適時・適切に発信または開示することを通じて経営の透明性を高めるよう努めておりますが、当社に対する否定的な風評が、マスコミ報道やインターネット上の記事・投稿等により流布した場合、それが事実に基づいたものであるか否かにかかわらず、当社の社会的信用に影響を与える可能性があるため、当社では、これら風評の早期発見に努めるとともに、風評が発生した場合には影響の極小化を図るよう対応することとしています。

⑥人的リスク

当社では、人材の採用・育成、人事労務管理および職場の安全衛生管理等という観点ごとに、当社の親会社であるSBIインシュアランスグループ株式会社の人事部門と連携した、専門性の高い人材に係る採用・配置や効率的な人員配置のためのグループ一元管理の推進のほか、「目標管理制度」や「360度評価制度」等による公平な人事制度の運用、および時間外労働時間や休暇の取得状況に関するモニタリング等により、本リスクの管理を行っています。

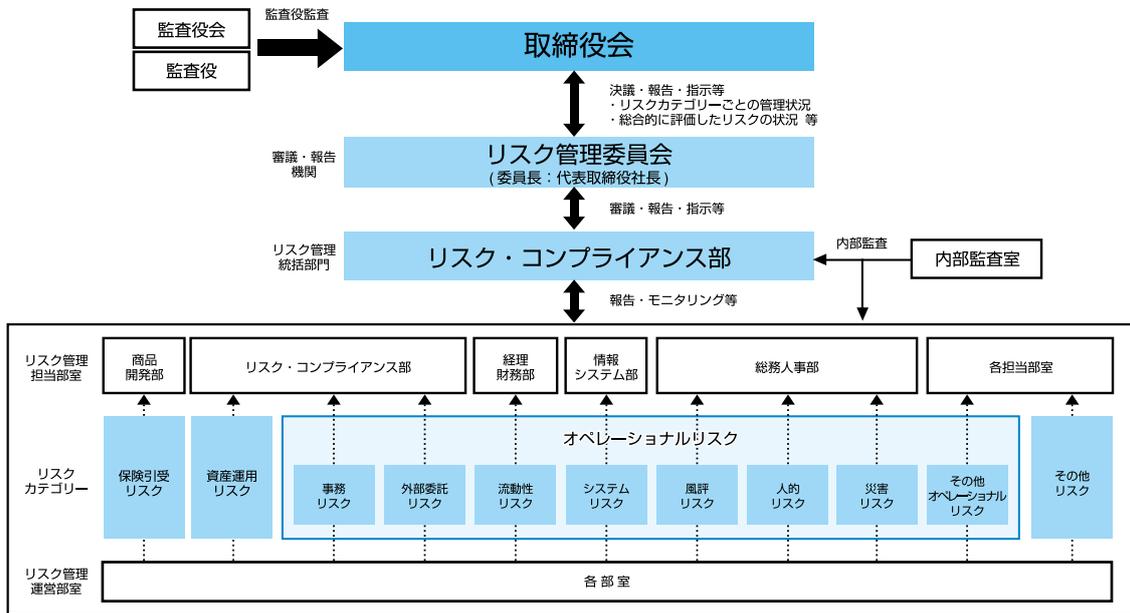
⑦災害リスク

当社は、地震・噴火・台風・水災・大雪等の大規模な自然災害、新型インフルエンザ等の感染症の大流行、電気・ガス・水道等の社会インフラの大規模な障害等の発生に備えて、事業継続計画等を策定し、これら不測の事態においても、継続的に事業を運営出来る体制を整備しています。また、災害が発生した場合のより具体的な対応手順等を「地震・台風等災害対応マニュアル」に定め、定期的に実地訓練を実施しています。

(4) その他のリスク

例えば、エマージングリスク（環境の変化等によって新たに出現するリスクをいい、今まで全く認識していなかった新しいリスクや認識はしていたものの従来に比べて程度が著しく高まったリスクのこと）のような、上記以外のリスクについても、リスク管理担当部室によってモニタリング等がなされるとともに、必要に応じて、リスク管理統括部門であるリスク・コンプライアンス部との連携やリスク管理委員会への報告がなされる等の管理態勢を整備・運用しています。

リスク管理態勢図



○再保険に関する方針

当社の保険契約の保有額を適正な水準に保ち、経営の健全性を確保するため、当社は再保険を活用してリスクを適切に管理しています。再保険の出再先については、リスクの性質、収益性や安定性などを総合的に勘案して決定しています。

コンプライアンス

コンプライアンス推進態勢の整備

当社はコンプライアンスを経営上の最重要課題のひとつと位置付け、「コンプライアンス基本方針」を定めると共に、各種のコンプライアンス推進態勢の整備に努めています。

コンプライアンス基本方針

- 1 当社は、損害保険業の公共的使命を踏まえ、健全かつ公正な経営を旨とし、社会的信頼に積極的に応えるために、法令等遵守（コンプライアンス）の徹底をあらゆる業務運営の基本に位置づけ、厳格に実践してまいります。
- 2 当社役職員は、経営理念を踏まえながら、法令・当社諸規定を遵守することはもとより、社会規範を尊重し良識ある企業活動を推進するため、以下の取組みを行います。
 - (1) 国内外の法令および当社諸規定を遵守します。
 - (2) 顧客情報の管理には十分留意します。
 - (3) 企業倫理を十分に認識し、社会人としての良識と責任をもって行動します。

1 最高倫理責任者

法令・諸規定など遵守経営の実効性を確保するために、取締役会の決議により、最高倫理責任者を任命しています。最高倫理責任者は、法令などの違反行為に関する調査命令、取締役会審議要請および社外相談窓口の設置などを行います。

2 リスク・コンプライアンス部

法令等遵守に関する事項のみならず、保険金支払などに関する審査や代理店の募集に関する指導・監査事項までを含め一元的に管理し、コンプライアンスを推進する部門としてリスク・コンプライアンス部を設置しています。

3 コンプライアンス委員会

コンプライアンスに係る基本方針・重要な規程の策定、コンプライアンス・プログラムの策定・進捗状況の点検管理機能などを担うコンプライアンス委員会を設置しています。

4 コンプライアンス・プログラム

コンプライアンスに係る具体的な実践計画としてコンプライアンス・プログラムを毎年度策定しています。全役職員・代理店に対するコンプライアンス教育・研修、顧客情報保護管理監査、代理店監査、セルフアセスメントなどをコンプライアンス・プログラムに基づき推進しています。

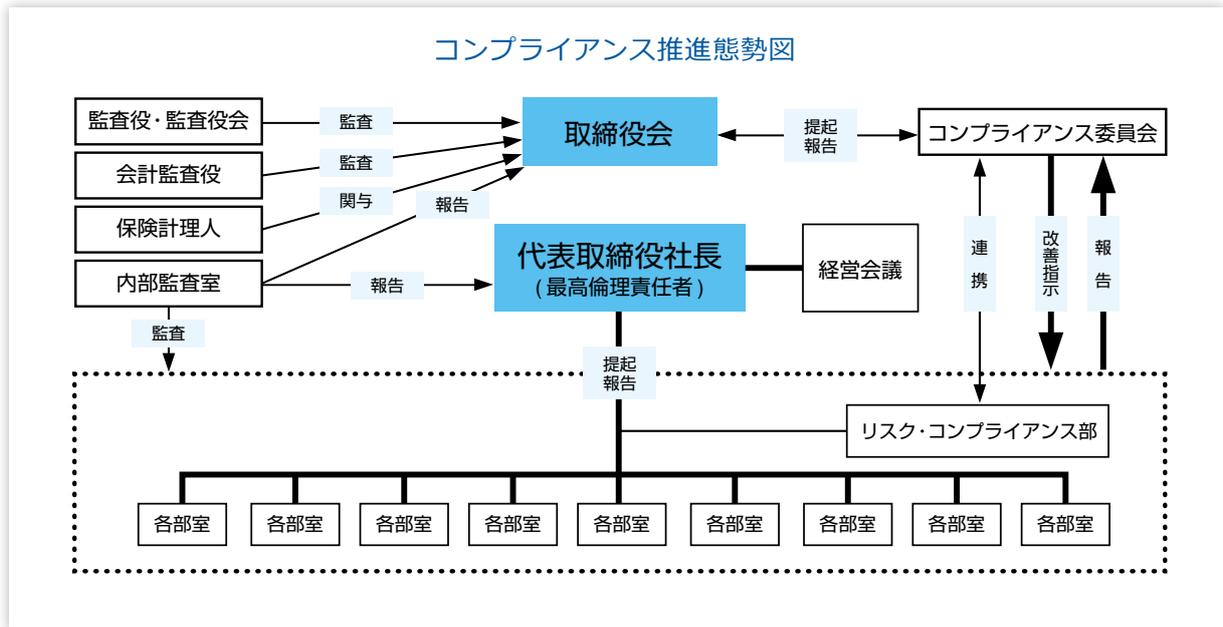
5 内部者通報制度

コンプライアンスに係る問題が発生したときまたは発生のおそれがあるときなどに、報告・相談を行う制度として内部者通報制度を設けています。

6 コンプライアンス責任者

各部室におけるコンプライアンス状況の把握・分析およびその内容をリスク・コンプライアンス部へ報告するための責任者を各部室に設けており、各責任者は所属部室においてセルフアセスメント、部署内研修・教育取組および個人情報に係る自主点検などを遂行しています。

コンプライアンス推進態勢図



健全な保険数理に基づく責任準備金の確認についての合理性および妥当性（第三分野に係るものに限る）

がん治療費用保険における責任準備金積立の適切性を確保するために「ストレステスト」を実施した結果、「負債十分性テスト」については実施不要と判断いたしました。

1 ストレステスト

事故発生率が予定を超えた場合において、責任準備金が十分に積み立てられていることを主務官庁の告示に基づいたシナリオを用いた「ストレステスト」で検証した結果、がん治療費用保険における責任準備金の不足がないことを保険計理人が確認しています。

2 負債十分性テスト

「ストレステスト」で責任準備金積立が不足していると判断された場合、事故発生率の変動に加えて、事業費を含むがん治療費用保険に関する収支全体の動向の予測に基づき不足額の検証を行う「負債十分性テスト」を実施します。がん治療費用保険については、「ストレステスト」で責任準備金積立の十分性が確認されたため、「負債十分性テスト」は実施しておりません。

当社は、保険業法第 129 条および同法第 305 条の定めにより、金融庁の検査および財務省財務局の検査を受けることになっています。

社外の監査としては、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規程に基づき、計算書類等（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書およびその附属明細書）について、有限責任監査法人トーマツの会計監査を受けています。社内の監査としては、監査役が行う会社法上の監査に加え、代表取締役社長の直轄部門として被監査部門から独立した立場の内部監査室を設置し、各部門が保有する各種リスクを踏まえた業務遂行状況の適正性・実効性を検証・評価し被監査部門および取締役会に課題を中心に提言を行っています。

反社会的勢力への対応

当社では、社会の秩序や安全を確保するため、および保険会社として公共の信頼を維持し、業務の適切性および健全性を確保するために、次の「反社会的勢力に対する基本方針」を定めています。

反社会的勢力に対する基本方針

- 1 反社会的勢力とは、取引を含めた一切の関係遮断に努めます。
- 2 反社会勢力による不当要求に対し、組織全体として対応するとともに、対応する役職員の安全確保に努めます。
- 3 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、弁護士等の外部専門機関との連携体制強化を図ります。
- 4 反社会的勢力による不当要求には一切応じず、毅然として法的対応を行います。
- 5 いかなる理由があっても、事案を隠ぺいするための反社会的勢力との裏取引は、絶対に行いません。
- 6 反社会的勢力に対する資金提供は、絶対に行いません。

利益相反管理方針の概要

当社では下記方針に基づく態勢を構築し、お客さまの利益が不当に害されることのないよう利益相反取引等の管理に努めています。

利益相反管理方針

当社は、以下の方針に基づき、当社または当社の親金融機関等（以下「当社グループ会社」といいます。）が行う保険関連業務、金融商品関連業務に係るお客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引を管理し、適切に業務を行うものとします。

1 法令等の遵守

当社および当社グループ会社は、利益相反について定められた法令、指針、社内規定等を遵守します。

2 利益相反のおそれのある取引

（1）対象となる取引

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」とは、お客さまと当社または当社グループ会社、あるいはお客さまと当社または当社グループ会社の他のお客さまとの間で行う取引のうち、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

（2）利益相反のおそれのある取引の特定方法と類型

当社では以下の類型に該当する取引のうち、「利益相反のおそれのある取引」に該当するか否かについて、利益相反管理統括部門が適切な特定を行い、お客さまの利益を不当に害することのないよう業務を管理・遂行します。

	お客さまと当社 または当社グループ会社	お客さまと当社 または当社グループ会社の他のお客さま
利害対立型	お客さまと当社または当社グループ会社の利害が対立する取引	お客さまと当社または当社グループ会社の他のお客さまとの利害が対立する取引
競争取引型	お客さまと当社または当社グループ会社が同一の対象に対して競合する取引	お客さまと当社または当社グループ会社の他のお客さまとが競合する取引

	お客さまと当社 または当社グループ会社	お客さまと当社 または当社グループ会社の他のお客さま
情報利用型	当社がお客さまとの関係を通じて入手した情報を利用して当社または当社グループ会社が利益を得る取引	当社がお客さまとの関係を通じて入手した情報を利用して当社または当社グループ会社の他のお客さまが利益を得る取引

3 利益相反管理方法

当社は、「利益相反のおそれのある取引」を特定した場合、次に掲げる方法その他の方法により、またはこれらの方法を組み合わせることにより、当該取引を適切に管理します。

(なお、次に掲げる方法は具体例に過ぎず、必ずしも下記の措置が採られるとは限りません。)

- ・対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- ・対象取引または当該お客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
- ・対象取引または当該お客さまとの取引を中止する方法
- ・対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法

(ただし、当社または当社グループ会社が負う守秘義務に違反しない場合に限りません。)

4 利益相反管理体制

当社は、利益相反の適切な管理を確保するため、他の部門から独立した利益相反管理統括部門を設置します。利益相反管理統括部門は、「利益相反のおそれのある取引」の特定および利益相反管理に関する全社的な管理体制を統括するとともに、その適切性、有効性を定期的に検証し、継続的に改善を図ります。

また、利益相反管理統括部門は、当社の役職員に対して研修・教育を実施することにより、「利益相反のおそれのある取引」について周知徹底を図ります。

5 利益相反管理の対象となる会社の範囲

利益相反管理の対象となるのは、当社および当社グループ会社です。

なお、当社は当社グループの業務の特性を考慮し、法令では規定されていない会社が行う取引についても留意するものとします。

利益相反管理の対象となる主要なグループ会社は別表のとおりです。

(別表)

- 株式会社 SBI 証券
- ジャパンネクスト証券株式会社
- SBI プライム証券株式会社
- 株式会社 SBI ネオモバイル証券
- 株式会社 SBI ネオトレード証券
- 住信 SBI ネット銀行株式会社
- SBI エクイティクラウド株式会社
- SBI インシュアランスグループ株式会社
- SBI 生命保険株式会社
- SBI 少短保険ホールディングス株式会社
- SBI いきいき少額短期保険株式会社
- SBI 日本少額短期保険株式会社
- SBI リスタ少額短期保険株式会社
- SBI プリズム少額短期保険株式会社
- 常口セーフティ少額短期保険株式会社

個人情報への対応

個人情報保護

当社は、「個人情報の保護に関する法律」等に対応し、下記の「個人情報保護方針（プライバシーポリシー）」を定めています。

お預かりしたお客さまの情報については、お客さまの立場に立って適正に取扱い、安全管理措置を講じ情報漏えい防止に努めてまいります。今後も当社およびグループ会社従業員、代理店、外部委託先に対する指導、教育、監督を徹底し、お客さまの情報保護に全力をあげて取り組んでまいります。

個人情報保護方針

お客さまの情報の取扱いに係る弊社方針

お客さまからご提供いただいた個人情報は、当社の商品・サービス・情報をご提供するためになくはならないものであり、お客さまの情報を安全に管理し適正に利用することが、当社の重要な社会的責任であると認識しております。

ここに「お客さまの情報の取扱いに係る弊社方針」を定め、個人情報保護の重要性に鑑み、また、損害保険業に対する社会の信頼をより向上させるため、「個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます）」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます）」その他の関連法令、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインその他のガイドラインや一般社団法人日本損害保険協会の「損害保険会社に係る個人情報保護指針」を遵守して、個人情報を適正に取り扱うとともに、個人情報の安全管理については金融庁および一般社団法人日本損害保険協会の実務指針に従って、適切な安全管理措置を講じます。

弊社は、個人情報の取扱いが適正に行われるように従業者への教育・指導を徹底し、適正な取扱いが行われるよう取り組んでまいります。また、当社の個人情報の取扱いおよび安全管理に係る適切な措置については、適宜見直しを行い、改善いたします。

* 本方針における「個人情報」および「個人データ」とは、個人番号および特定個人情報を除くものをいいます。

1 情報の取得

弊社は、業務上必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により個人情報を取得します。

弊社は、保険見積データ、保険契約データ、保険金請求書類、お問い合わせ、アンケートなどにより、個人情報を取得します。

取得に際しましては、インターネット上でお客さまが入力した情報や、お電話や書面などでお伝えいただいた情報について、録音または記録を行うことがあります。

2 情報の利用目的

弊社は、取得した個人情報を、次の各号の目的および下記5、6に掲げる目的（以下「利用目的」といいます。）に必要な範囲を超えて利用しません。利用目的は、お客さまにとって明確となるよう具体的に定め、下記の通りWebサイトなどにより公表します。また、取得の場面に応じて利用目的を限定するよう努めます。

さらに、利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、Webサイトなどにより公表します。

- (1) 保険契約の申込みに係る引受けの審査、引受けおよび履行
- (2) 万一保険事故が発生した場合の円滑かつ適切な保険金のお支払い
- (3) 弊社が有する債権の回収
- (4) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
- (5) 保険契約に付帯されるサービスの提供
- (6) 保険契約の維持・管理
- (7) 保険制度の健全な運営
- (8) 弊社が取り扱う保険商品・サービスに関する情報のご案内

- (9) 各種イベント・キャンペーン・セミナーのご案内、各種情報の提供
 - (10) 弊社または弊社代理店が提供する商品・サービスなどに関するアンケートの実施
 - (11) 市場調査および保険商品・金融商品・サービスの開発・研究
 - (12) 以下のサイトに記載されている SBI グループ企業（以下「SBI グループ企業」といいます。）および弊社提携先企業の商品・サービスに関する情報のご案内
「<http://www.sbigroup.co.jp/company/group/overview.html>」
 - (13) 問い合わせ・依頼などへの対応
- 利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うときは、個人情報保護法第16条第3項各号に掲げる場合を除き、ご本人の同意を得ることとします。

3 個人データの第三者への提供および第三者からの取得

- (1) 弊社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。
 - ア. 法令に基づく場合
 - イ. 弊社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む委託先に提供する場合
 - ウ. SBI グループ企業との間で共同利用を行う場合（下記「5. 個人情報の共同利用」をご覧ください。）
 - エ. 損害保険会社などの間で共同利用を行う場合（下記「6. 情報交換制度など」をご覧ください。）
- (2) 弊社は、法令で定める場合を除き、個人データを第三者に提供した場合には当該提供に関する事項（いつ、どのような提供先に、どのような個人データを提供したか等）について記録し、個人データを第三者から取得する場合には当該取得に関する事項（いつ、どのような提供元から、どのような個人データを取得したか、提供元の第三者がどのように当該データを取得したか等）について確認・記録します。

4 個人データの取扱いの委託

弊社は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データの取扱いを外部に委託することがあります。弊社が外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

弊社では、例えば次のような場合に、上記個人データの取扱いを委託しています。

※(4)については、下記9の個人番号および特定個人情報を含みます。

- (1) 保険契約の募集に関わる業務
- (2) 損害調査に関わる業務
- (3) 情報システムの保守・運用に関わる業務
- (4) 個人番号関係事務に関わる業務

5 個人情報の共同利用

弊社は、弊社が保有する第1号に記載する個人情報について、第2号に記載されている者との間で共同利用させていただくことがあります。ただし、第1号エに記載の採用応募者に関する個人情報については、第3号オに記載する目的でのみ利用させていただきます。また、金融商品取引法、保険業法、その他の関係法令等により共同利用が制限されている場合には、その法令等に則った取扱いをいたします。

- (1) 共同利用される個人情報の項目
 - ア. 氏名、住所、生年月日、電話番号、電子メールアドレス、お取引ニーズに関する情報、公開情報その他個人の属性に関する情報
 - イ. お取引の履歴、ポイント情報、お取引いただいている各種商品やサービス等の種類、その他のお取引に関する情報
 - ウ. 顧客番号、取引番号等の管理番号など、お取引の管理に必要な情報
 - エ. SBI グループ企業への採用応募者の氏名、性別、電子メールアドレス、生年月日、住所、電話番号、学歴、職歴、志望動機等の採用応募者に関する情報
- (2) 共同利用者の範囲
SBI グループ企業
なお、共同利用者は随時変更されることがあります。
- (3) 共同利用の利用目的
 - ア. SBI グループ企業が提供するサービスの会員としてサービスをご利用いただく場合

SBIグループ企業に登録された会員としてサービスをご利用いただく場合、ログイン時およびログイン後における本人認証、各種画面における会員情報を自動的に表示する等、会員の利便性を向上させるため
イ. SBIグループ企業とのお取引の遂行

SBIグループ企業に対して商品または役務の予約、購入、懸賞などの応募、その他のお取引を申し込まれた場合には、商品の配送、役務の提供、代金決済、お問い合わせへの対応、SBIグループ企業からのお問い合わせ、関連するアフターサービス、その他取引遂行にあたって必要な業務のため

ウ. SBIグループ企業の広告宣伝またはマーケティング

- ・ SBIグループ企業による各種メールマガジンなどの情報提供のため
- ・ SBIグループ企業のサービスについての電子メール、郵便、電話などによる情報提供のため
- ・ 性別、年齢、居住地、趣味・嗜好などの属性または購入履歴、SBIグループ企業の運営するウェブサイトの閲覧履歴などに応じて、SBIグループ企業の提供するコンテンツや広告を提供するため
- ・ SBIグループ企業のサービスの利用状況を分析し、新規サービスの開発や既存サービスの改善をするため
- ・ アンケート、キャンペーン、懸賞等の抽選及び賞品等の発送およびこれに関連した応募者への連絡のため

エ. お問い合わせへの対応

SBIグループ企業に対する電子メール、郵送または電話などの方法によるお問い合わせに対応するため

オ. 求人、採用

SBIグループ企業への就職をご希望のうえで履歴書、職務経歴書等の人事情報をご提出された方の個人情報、SBIグループ企業の人事採用選考活動のため

カ. その他業務に付随する場合

上記アからオに付随して、SBIグループ企業のサービス提供にあたって必要な利用

キ. その他

SBIグループ企業が提供する各サービスにおいて、上記アからカ以外の目的で個人情報を利用する場合があります。その場合には、当該SBIグループ企業が提供するサービスのウェブサイト上にその旨を掲載いたします。

(4) 個人情報の管理について責任を有する者の名称

SBIホールディングス株式会社

(5) 共同利用に関するお問い合わせ先

SBIホールディングス株式会社 総務人事部

TEL : 03-6229-0100 (代表)

6 情報交換制度など

(1) 損保業界の情報交換制度について

弊社は、保険契約の締結または保険金の請求に際して行われる不正行為を排除するために、損害保険会社などとの間で、個人データを共同利用します。また、自賠責保険に関する適正な支払のために損害保険料率算出機構との間で個人データを共同利用します。詳細(管理責任者、共同利用する項目等)につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ(<https://www.sonpo.or.jp/>)または損害保険料率算出機構のホームページ(<http://www.giroj.or.jp/>)をご覧ください。

(2) 代理店等情報の確認業務について

弊社は、損害保険代理店の適切な監督や弊社の職員採用などのために、損害保険会社との間で、損害保険代理店などの従業者に係る個人データを共同利用します。また、損害保険代理店の委託などのために、一般社団法人日本損害保険協会が実施する損害保険募集人試験などの合格者情報に係る個人データを共同利用します。詳細(管理責任者、共同利用する項目等)につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ(<http://www.sonpo.or.jp/>)をご覧ください。

7 信用情報の取扱い

弊社は、保険業法施行規則第53条の9に基づき、信用情報に関する機関(ご本人の借入金返済能力に関する情報の収集および保険会社に対する当該情報の提供を行うものをいいます。)から提供を受けた情報であってご本人の借入金返済能力に関するものを、ご本人の返済能力の調査以外の目的のために利用しません。

8 センシティブ情報の取扱い

弊社は、要配慮個人情報ならびに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療および性生活に関する個人情報（本人、国の機関、地方公共団体、個人情報保護法第76条第1項各号もしくは施行規則第6条各号に掲げる者により公開されているもの、または、本人を目視し、もしくは撮影することにより取得するその外形上明らかかなものを除きます。以下「センシティブ情報」といいます。）を、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用、または第三者提供を行いません。

- ・ 保険会社として適切な業務運営を確保する必要性から、ご本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ・ 相続手続を伴う保険金支払事務などの遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ・ 保険料収納事務などの遂行上必要な範囲において、政治・宗教などの団体もしくは労働組合への所属もしくは加盟に関する従業員などのセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ・ 法令などに基づく場合
- ・ 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
- ・ 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- ・ 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

9 特定個人情報の取扱い

弊社は、個人番号および特定個人情報を法令で限定的に明記された目的以外のために取得・利用しません。法令で限定的に明記された場合を除き、個人番号および特定個人情報を第三者に提供しません。また、上記5、6の共同利用も行いません。

個人番号および特定個人情報の取扱いについては、このほか、4、11、12、14をご覧ください。

10 ご契約内容・事故に関するご照会

ご契約内容に関するご照会については、取扱代理店、弊社の契約担当窓口にお問い合わせください。また、事故に関するご照会については弊社の事故担当窓口にお問い合わせください。弊社は、ご照会者がご本人であることを確認させていただいたうえで、対応いたします。

11 個人情報保護法に基づく保有個人データ、個人番号および特定個人情報に関する事項の通知・開示・訂正等・利用停止等

個人情報保護法に基づく保有個人データ、個人番号および特定個人情報に関する事項の通知・開示・訂正等・利用停止等に関するご請求については、下記「14. お問い合わせ窓口」までお申し出ください。弊社は、ご請求者がご本人であることを確認させていただくとともに、弊社所定の書式にご記入いただいたうえで手続きを行い、後日、原則として書面で回答いたします。開示請求については、回答にあたり、弊社所定の手数料をいただくことがあります。

弊社が、必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づいて正確なものに変更させていただきます。

また、保有個人データ、個人番号、特定個人情報についてご本人から求めがあった場合には、ダイレクトメールの発送停止など、自主的に利用停止等に応じます。

12 個人データの安全管理

弊社は、取り扱う個人データ、個人番号および特定個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止、その他個人データ、個人番号および特定個人情報の安全管理のため、取扱規定などの整備および安全管理措置に係る実施体制の整備など、十分なセキュリティ対策を講じます。

13 匿名加工情報の取扱い

(1) 匿名加工情報の作成

弊社は、匿名加工情報（法令に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの）を作成

する場合には、以下の対応を行います。

- ・法令で定める基準に従って、適正な加工を施すこと
- ・法令で定める基準に従って、削除した情報や加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために安全管理措置を講ずること
- ・作成した匿名加工情報に含まれる情報の項目を公表すること
- ・作成の元となった個人情報の本人を識別するための行為をしないこと

(2) 匿名加工情報の提供

弊社は、匿名加工情報を第三者に提供する場合には、提供しようとする匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目と提供の方法を公表するとともに、提供先となる第三者に対して、提供する情報が匿名加工情報であることを明示します。

14 お問い合わせ窓口

弊社は、個人情報、個人番号、特定個人情報および匿名加工情報の取扱いに関する苦情・ご相談に対し適切・迅速に対応いたします。

弊社の個人情報、個人番号および特定個人情報の取扱いや保有個人データ、個人番号、特定個人情報および匿名加工情報に関するご照会・ご相談は下記までお問い合わせください。

SBI 損害保険株式会社

【電 話】 03-6229-0060 (本社大代表) ～所管部署をご案内します～

(受付時間：午前9時～午後5時 土・日曜日、祝日および12/31～1/3を除きます。)

なお、ご契約内容のお問い合わせは SBI 損保サポートデスクへお願いいたします。

弊社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人日本損害保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報、個人番号、特定個人情報および匿名加工情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

お問い合わせ先

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター東京 (損害保険相談・紛争解決サポートセンター東京)

【所在地】 〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町 2-105 ワテラスアネックス7階

【電 話】 03-3255-1470

(受付時間：午前9時～午後5時 土・日曜日、祝日および年末年始を除きます。)

ホームページアドレス (<https://www.sonpo.or.jp/>)

S B I

商品・サービスについて

I N S

保険のしくみ 38

商品ラインナップ 42

各種サービス体制 46

お客様満足度向上への取り組み 48

U R A

N C E

保険のしくみ

保険のしくみ一般

1 損害保険制度

損害保険制度とは、偶然な事故による損害を補償するために、多数の人々が統計に基づくリスクに応じた保険料を支払うことによって、事故発生により損害を被った際に保険金を受け取ることができるしくみです。

このように保険には、「大数の法則」に基づいて相互にリスクを分散し、経済的補償を行うことにより、個人生活と企業経営の安定を支える社会的機能があります。

2 保険契約の性格

損害保険契約とは、保険会社が偶然な一定の事故によって生じる損害を補償することを約束し、保険契約者はその対価として保険料を支払うことを約束する契

約です。

したがって、双務、有償契約であり、当事者の合意のみで成立する諾成契約という性格を有しています。

3 再保険

多額の保険金支払があっても経営が不安定になることがないようにするため、保険会社は保険金支払責任の一部を国内外のほかの保険会社に引き受けてもらうことによって、危険の分散を行っています。このような保険会社間の保険取引を「再保険」といい、ほかの保険会社に保険金支払責任を引き受けてもらうことを「出再」、引き受けることを「受再」といいます。

約款

1 保険約款の位置づけ

損害保険会社の販売する商品は、保険という無形の商品ですので、保険約款でその内容を定めています。保険約款は基本的な内容を定めた普通保険約款と、個々のご契約ごとの内容を補完する特約から構成されています。

保険約款には、当社とお客さまとの権利・義務に関する以下の内容が具体的に記載されています。

- ① 保険金をお支払いする場合
- ② 保険金をお支払いできない場合
- ③ 事故が起こった場合に行っていただく事項
- ④ ご契約時に告知いただく事項およびご契約後に通知いただく事項
- ⑤ ご契約が無効、取消し、解除となる場合

2 ご契約時の留意事項

保険のご契約に際しては普通保険約款および特約の内容ならびにお申込内容を十分ご確認の上、ご契約いただくことが必要です。もし、お申込内容のうち告知事項が事実と相違していた場合は、ご契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがございます。

3 保険約款に関する情報提供方法

ご契約にあたって十分にご理解いただく必要のある保険に関する重要な事項については、「契約概要」（保険商品の内容をご理解いただくための事項）、「注意喚起情報」（ご契約に際してご契約者にとって不利益となる可能性のある事項、特にご注意ください事項）を説明した「重要事項説明書」を作成し、ご案内しています。

また、当社 Web サイトにて保険約款（普通保険約款および特約）を公開しており、お申込み前・ご契約後いつでもご覧いただくことができます。

保険料

1 保険料の収受・返還

保険料（分割払の場合は初回保険料）は、ご契約と同時にまたは定められた期日までにお支払いいただく必要があります。保険をお申込みいただき、保険期間が始まった後でも、保険料をお支払いいただく前に生じた事故については、原則的に保険金のお支払いはできません。また、分割払のご契約においては、2回目以降の保険料のお支払いが定められた期までにない場合は、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

保険期間中に保険契約の内容の変更が生じた場合には、追加保険料の請求や保険料の返還を行うことがあります。また、保険契約が失効した場合や解除された場合には、保険料を保険約款の規定に従いお返しします。ただし、お返しできない場合もありますので、保険約款などをご確認ください。

2 保険料率

お支払いいただく保険料は純保険料（保険金のお支払いに充てられる部分）と付加保険料（保険会社の運営に必要な経費に充てられる部分）から成り立っています。

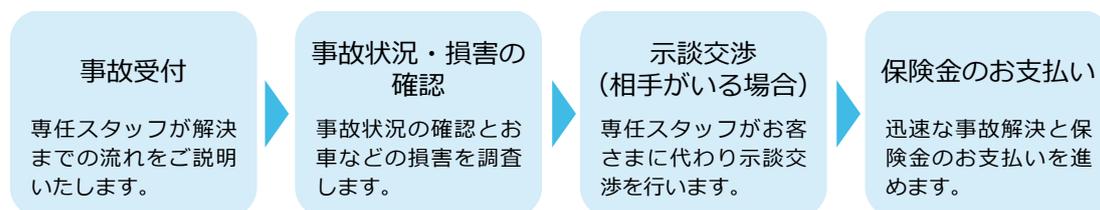
純保険料の算出根拠となる純保険料率は、弊社が金融庁から認可を取得した、または金融庁への届出を行ったものを適用しています。

保険金のお支払い

自動車事故や火災事故等発生のご連絡やがん診断のご連絡から、保険金のお支払いまで、当社の専任スタッフが親切・丁寧にお客さまをサポートいたします。

【SBI 損保の自動車保険】（個人総合自動車保険）

1 保険金のお支払いまでの流れ

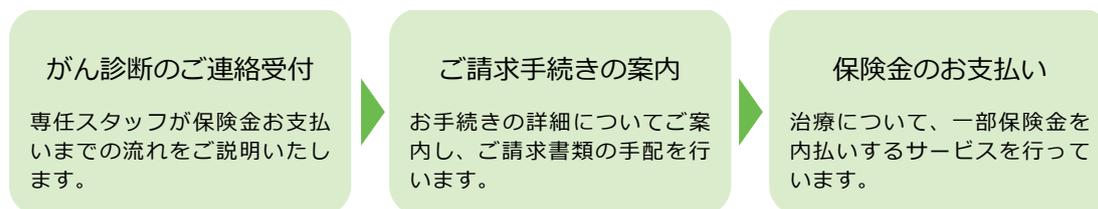


2 サービスセンター拠点

東京・大阪・仙台・福岡の損害サービスセンターが全国のお客さまの対応にあたらせていただきます。

【SBI 損保のがん保険】（がん治療費用保険・がん治療費用総合保険）

1 保険金のお支払いまでの流れ

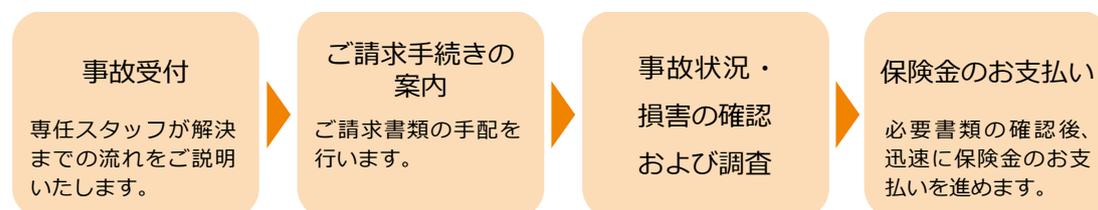


2 サービスセンター拠点

東京の医療保険サービスセンターが全国のお客さまの対応にあたらせていただきます。

【SBI 損保の火災保険】（住まいの保険）

1 保険金のお支払いまでの流れ



2 サービスセンター拠点

東京の火災保険サービスセンターが全国のお客さまの対応にあたらせていただきます。

募集に関して

1 契約締結のしくみ

当社では、自動車保険においては主としてインターネットを通じて、がん保険においてはインターネット・電話・DMまたは対面代理店を通じて、火災保険（地震保険を含む。以下同じ）においては電話または対面代理店を通じて、保険の募集等を行っています。いずれにおきましても、ご契約の締結は当社と直接行うこととなります。

がん保険（ただし団体契約は除きます）および火災保険については、お申込み後であっても申込日から8日以内であれば書面によるお申込みの撤回またはご契約の解除を行うことができる「クーリング・オフ制度」をご利用いただくことができます。

2 契約内容の確認に関する取組みの概要

ご契約にあたっては、十分にご理解いただく必要のある保険に関する重要な事項を記載した「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」の内容を事前にご確認いただき、その内容に同意いただく必要があります。インターネットでお申込みの場合にはお手続きの途中の画面にて、電話でお申込みの場合には書面または当社 Web サイトの画面と口頭にて、郵送（保険契約申込書など）でお申込みの場合には書面にて、ご確認をお願いしています。

また、お客さまのご意向を把握・推定した上で個別プランを作成・提案し、その内容がお客さまのご意向と合致していることをご確認いただいた上でお申込みいただけます。自動車保険およびがん保険は、お申込み後に当社 Web サイトのマイページにて、ご契約内容をご確認いただくことができます。また、自動車保険において「保険証券の不発行の合意に関する特約」を付帯していないご契約ならびに、がん保険および火災保険の全てのご契約については、保険証券（兼意向確認書）を送付いたします。

3 代理店について

(1) 代理店の役割と業務

代理店は損害保険会社との代理店委託契約に基づいて、保険会社に代わって保険募集を行い、保険契約の締結の代理または媒介を行います。保険契約の勧誘、保険商品の説明、お申込手続きの説明などに加え、お客さまを当社 Web サイトへ誘導させていただくことを主な業務としています。

(2) 代理店登録

代理店登録を行うためには、保険業法に基づき財務局への登録が必要です。また、代理店で保険の募集に従事する者は、損害保険業界共通の「損害保険募集人一般試験」に合格した上で財務局に届出をすることになっています。

(3) 代理店教育

当社では、①商品・販売知識、②代理店事務、③コンプライアンス、④個人情報保護、を必須カリキュラムとした研修を実施するなどして、代理店の資質向上を図っています。

(4) 代理店数

当社の代理店数は、2021年3月31日現在、全国で228店です。

4 当社の勧誘方針

「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、当社の勧誘方針を次のとおり定め、適切な商品の販売活動に努めてまいります。

勧誘方針

- 1 保険商品などの販売に際しましては、保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法およびその他各種法令などを遵守し、適正な販売を心がけます。
- 2 お客さまの保険商品などに関する知識、加入目的、財産状況などを総合的に勘案し、お客さまの意向と実情に沿った適切な保険商品の選択がなされるよう情報の提供と説明に努めてまいります。
- 3 お客さまからお預かりした個人情報、その他の情報につきましては、的確な管理を行ってまいります。
- 4 インターネット上の情報提供、広告またはダイレクトメールなどの募集文書は、お客さまにとってわかりやすく、見やすく、そして商品の内容を正しくお伝えできるよう努めてまいります。
- 5 お電話での対応に関しましては、お客さまそれぞれの目的・ニーズをお伺いし、適切な保険商品をのおすすめができるよう努めてまいります。
- 6 保険事故が発生した場合の保険金のお支払い手続きに際しましては、迅速かつ的確に処理するよう努めてまいります。
- 7 お客さまからのご照会などにつきましては、親切・丁寧に対応するとともに、ご意見・ご要望につきましては真摯にお聴きし、今後の商品開発・販売方法などの改善に活かしてまいります。

「金融商品の販売等に関する法律」(平成12年法律第101号)の概要については、金融庁のホームページ (<https://www.fsa.go.jp/ordinary/kinyuusyohin/>) をご覧ください。

商品ラインナップ

SBI 損保の自動車保険 (個人総合自動車保険)

◆ ネット損保ならではの納得価格

インターネットの利便性を最大限に活用し、業務の効率化とお客さまと直接お取引することにより削減されたコストを保険料に還元させ、納得の保険料のご提供を実現しています。

◆ 合理的な保険料の算出基準

①「お車の条件」に合わせた保険料設定

車種・型式によって保険料が異なるほか、お車を業務で使用する場合やレジャーで使用する場合など、使用目的によっても保険料が異なります。例えば、主に土日や祝日にしかお車を使用しない方は、保険料がお安くなります。

②「お客さまの条件」に合わせた保険料設定

運転者の年齢や範囲、運転免許証の色によって保険料が異なるほか、年間走行距離やノンフリート等級、お住まいの地域等によっても保険料が異なります。例えば、ゴールド免許をお持ちの方や運転者を「ご本人」に限定される場合などは、保険料がお安くなります。

◆ 各種割引

①インターネットのお手続きによる割引

インターネットを通じて新規にご契約をお申込みいただくと保険料を 12,000 円割引します。さらに、保険証券の発行が不要な場合は保険料を 500 円割引しますので、保険料が最大 12,500 円割引になります。(※ 1)

②「車両の条件」による割引

契約自動車为新車(保険始期日時時点で初度登録年月・初度検査年月から 25 か月以内)である場合や、一定の条件に合致するセーフティ・サポートカー (ASV) である場合に保険料を割引します。

(※ 2)



◆ 万々に備える充実した補償

お客さま一人ひとりのニーズに応えるため、個々の補償種類について付帯の有無や金額の設定を自由に組み合わせてご契約いただけます。(※ 3)

①相手の方への補償

・対人賠償保険

契約自動車による自動車事故により、他人(歩行者、相手の車の搭乗者の方など)を死傷させてしまい法律上の損害賠償責任を負担する場合、自賠責保険の保険金額を超える部分の保険金をお支払いします。

・対物賠償保険

契約自動車による自動車事故により、相手の車や自転車、ガードレールや街灯など他人の財物を壊し、法律上の損害賠償責任を負担する場合に保険金をお支払いします。

②ご自身・搭乗者の方への補償

・人身傷害補償保険

契約自動車の事故により、乗車中の方が亡くなられた場合やケガをされた場合に治療費や休業損害・逸失利益などを補償いたします。また、記名被保険者やそのご家族の方が歩行中に自動車事故に遭われた場合も補償の対象となります。

・無保険車傷害保険

保険を付けていない車や補償内容が不十分な車との事故により、死亡または後遺障害を被った場合に保険金をお支払いします。

・自損事故保険

運転ミス等による自損事故で契約自動車に乗車中の方が死傷し、自賠責保険および人身傷害補償保険による補償が受けられない場合に保険金をお支払いします。

・搭乗者傷害保険

契約自動車に乗車中の方が死傷された場合、死亡保険金、後遺障害保険金、医療保険金などをお支払いします。

③お車の補償

・車両保険

契約自動車が、他の自動車との衝突・接触・火災などで損傷したり、盗難などに遭ったりした場合に保険金をお支払いする保険です。

車両保険の種類は、補償範囲が広い「一般車両」と、補償範囲が一部限定された「車対車+限定 A」をご用意しています。

※ 1 インターネット割引（12,000円）および証券不発行割引（500円）を適用した場合の割引額です。

※ 2 一部割引の対象にならないお車があります。

※ 3 対人賠償保険、無保険車傷害保険、自損事故保険は自動付帯のため、除きます。

SBI 損保のがん保険（自由診療タイプ）（がん治療費用保険・がん治療費用総合保険）

◆ ネットを活用した割安な保険料

インターネットを活用し業務を徹底的に効率化。削減したコストを保険料に還元しました。

例えば、男性 30 歳なら、保険料は月々たったの 1,071 円。（がん診断保険金 100 万円、保険期間 5 年、2021 年 8 月始期（※ 1））

◆ 実際にかった治療費を実額補償

入院日数や通院日数に対して一定の保険金を支払うのではなく、実際にがん治療にかかった費用を、かかった分だけお支払いします。そのため、がん治療費を実質自己負担 0 円にできます。（※ 2）

さらに、がんと診断されたときには一時金（100 万円・200 万円・300 万円・なしよりご選択可）をお支払いします。

◆ 通院治療費は最大 1,000 万円まで補償

抗がん剤治療による通院や退院後の補助療法、セカンドオピニオン外来など、通院治療費は最大 1,000 万円まで補償します。（※ 3）しかも通院日数に制限はありませんので、安心してがん治療を続けることができます。



◆ 先進医療だけでなく自由診療も補償

治療費が全額自己負担になってしまう先進医療や、国内未承認であっても海外では効果が認められている最先端医療などの自由診療についても実額で補償します。（※ 4）

◆ 医療機関への直接支払

先進医療や自由診療の費用を、当社から医療機関に直接お支払いすることが可能です。（※ 5）高額な治療費を立て替える心配はいりません。

SBI 損保の火災保険 (住まいの保険)

◆ 自由に選べる補償内容

お客さま一人ひとりの住環境、ライフスタイル、保険料に費やせるご予算などに応じて、基本となる補償の「火災、落雷、破裂・爆発」に加え、豊富な補償ラインナップから、お客さまご自身で自由に補償内容をお選びいただくことができます。

◆ ユニークな割引メニュー

ノンスモーカー割引

ご一緒に居住されるご家族に喫煙者がいない場合、保険料が割引になります。

オール電化住宅割引

保険の対象である建物がオール電化住宅の場合、保険料が割引になります。

◆ 充実のハウスサポートサービス

お住まいの水まわり、窓ガラス破損、玄関カギなどのトラブルに、24時間対応の専門業者を手配いたします。

(※) 特殊作業に関する費用および部品代等はお客さまのご負担となります。



グループ会社・パートナー会社との商品相互販売

当社では、SBI インシュアランスグループ各社の保険商品を相互販売すると共に、グループ外の保険会社ともアライアンスを結び販売提携をおこなっています。当社を通して様々な保険商品をお買い求めいただける「ワンストップ」の販売体制を構築しています。

SBI 生命

SBI いきいき少短

SBI リスタ少短

SBI 日本少短

SBI プリズム少短

アクサダイレクト

三井ダイレクト損保
MS&AD INSURANCE GROUP

上記は代表的なグループ会社・パートナー会社です。

- ※ 1 2021年8月始期の契約よりがん治療費用総合保険として販売します。補償内容に変更はありません。
- ※ 2 公的医療保険制度にて保障されるべき金額（保険診療で可能な診療を自由診療にて行った場合の保険診療相当分、高額療養費相当額）はお支払いの対象とはなりません。治療費等の実額を支払う他の保険契約等から保険金等が支払われた場合または優先して支払われる場合は、治療費等の実額からその額を差し引いて保険金をお支払いします。
- ※ 3 保険期間（5年）ごとに1,000万円まで補償となります。
- ※ 4 SBI 損保の支払基準を満たす診療に限ります。
- ※ 5 医療機関への支払いは、保険金の支払可否（有無責）の判断後となります。また、保険料未収の場合や、医療機関によってはご利用いただけない場合があります。

その他法人向け商品など

◆ がん治療費用総合保険

法人のお客さまが保険契約者となり、その従業員等を被保険者としてがん治療費用を補償する企業福利厚生プランや、その顧客会員組織に属する方々に対してがんに関する補償を提供する団体保険（フリー・ペイド・プログラム）を取り扱っております。

◆ 賠償責任保険

法人のお客さま向けに共同保険での賠償責任保険を取り扱っています。

◆ 動産総合保険

特定の事業者さま向けに動産総合保険を取り扱っています。

◆ 生活総合保険

2020年11月より、法人のお客さま向けに共同保険での生活総合保険のお取扱いを開始いたしました。

今後もお客さまのニーズや時代の変化に対応し、取扱商品の拡充を行っていく予定です。

商品の開発と主な改定

(2008年1月～2021年7月)

	個人総合自動車保険	がん治療費用保険 がん治療費用総合保険	住まいの保険	その他
2008年	販売開始			
2010年	保険法施行に伴う各種改定			
2011年	年齢条件区分の変更、主な運転者の年齢別料率の導入			
2012年	後遺障害等級の変更	がん治療費用保険 販売開始		
2013年	ノンフリート等級制度の変更 「自転車事故補償特約」新規販売			
2014年	暴力団排除条項の導入	暴力団排除条項導入 がん診断保険金なし販売開始		
2015年	クレジットカード払の要件緩和など ネットバンク決済の要件緩和等 搭乗者傷害保険の医療保険金の変更など			
2016年	走行距離区分の導入		販売開始	
2018年	ASV割引の導入、「個人賠償責任危険補償特約」新規販売	がん治療費用総合保険 販売開始	賃貸用の共同住宅一棟全体の引受け開始、「賃貸建物所有者賠償責任危険補償特約」新規販売	賠償責任保険 販売開始
2019年	月払の販売開始	がん治療費用保険 集団取扱開始		動産総合保険 販売開始
2020年	型式別料率クラス制度の改定		新築割引の導入	生活総合保険 販売開始
2021年			同性婚対応、新築割引の改定	

(※) 保険始期年月であり、募集開始年月とは異なります。

各種サービス体制

すべてのお客さまに安心のサービスをご提供いたします。突然やってくる事故や病気からお客さまをしつかりとサポートし、ご安心していただけるような様々なサービスをご提供いたします。

SBI 損保の自動車保険（個人総合自動車保険）

◆ 24 時間 365 日事故受付

24 時間 365 日年中無休で事故受付をいたします。SBI 損保安心ホットラインには携帯電話からでもつながりますので、まずご連絡ください。また、当社 Web サイトのお客さま専用マイページや、当社公式 LINE アカウントなどから、オンライン事故報告を行うことも可能です。

◆ SBI 損保安心ロードサービス

SBI 損保安心ロードサービスはご契約いただいているすべてのお車について無料でご利用いただけるサービスです。事故や故障により動けなくなったお車をレッカーで移動させるなど緊急な対応が必要となったとき、全国約 10,300 カ所（2021 年 3 月末現在）のロードサービス拠点からお客さまのもとに駆け付けます。SBI 損保安心ロードサービスは迅速かつ万全の態勢でお客さまをサポートします。

また、契約自動車に、事故・故障で現地復旧できない場合に宿泊費用や現場からのご帰宅費用などをお支払いするサポートサービスをご提供しています。

◆ SBI 損保安心工場（指定修理工場）のご紹介

全国約 850 カ所（2021 年 3 月末現在）の SBI 損保安心工場ネットワークが万全の態勢でお客さまのお車のサポートを行います。事故によりお車の修理が必要な場合には、もよりの SBI 損保安心工場をご紹介します。SBI 損保安心工場ではお客さまにご満足いただけるようお引き取り・納車の無料サービス、修理期間中の代車無料提供サービス、修理保証サービスといった様々なサービスをご用意しています。

◆ 安心の事故対応サービス

①専任スタッフによる示談交渉サービス

対人・対物の賠償事故が発生した場合、人身事故・物損事故それぞれにプロの専任スタッフがチームで連携して対応します。SBI 損保がお客さまに代わって示談交渉を行いますのでご安心ください。

②被害事故相談サービス

お客さまが被害に遭われた事故に関する相談についても専任スタッフが親身に細やかなアドバイスをさせていただきます。

◆ 迅速なお支払いのためのサービス

①保険金請求書類省略サービス

車両事故・対物事故に関しては、原則としてお電話により保険金請求の意思を確認させていただき保険金をお支払いします。

②交通事故証明書取付代行サービス

交通事故証明書の取り付けが必要な場合、当社で取り付けいたします。

③示談書省略サービス

対物賠償事故で、お客さま・相手方双方が希望された場合、電話による確認をもって示談書を省略して保険金をお支払いします。

④診断書省略サービス

搭乗者傷害保険や自損事故保険で、ご請求金額が 10 万円以下の場合、診断書の取り付けを省略し、通院日などのご申告で保険金をお支払いします。

SBI 損保のがん保険（自由診療タイプ）（がん治療費用保険・がん治療費用総合保険）

◆ がん診断のご連絡受付

万が一、がんの疑いがある場合やがんと診断されたときは、SBI 損保メディカルセンターへご連絡ください。SBI 損保メディカルセンターにはスマートフォンからでもつながります。

- ・ がんにつわる専門相談窓口のご案内
- ・ 療養の仕方や主治医への相談の仕方のアドバイス
- ・ 3 者間通話によるがん治療についての専門医との電話医療相談サービス

◆ 医療相談サービス

医療相談サービスは、ご契約いただいた方にがんの疑いが発生した際や、がんと診断された際にご利用いただけるサービスです。専門医のバックアップのもと看護師などの専門スタッフが以下の対応をいたします。

- ・ がんに関する検査や治療法などの情報についてのご相談
- ・ 全国の医療機関および専門医情報のご提供

◆ SBI 損保メディカルセンター

平日 9:00 - 17:30 受付（土日祝日・12/31-1/3 を除く）
スマートフォンからでもご利用になれます。
フリーコール 0800-8880-773
IP 電話などで上記フリーコールがつかない場合は
0570-550-628（有料）へおかけください。

SBI 損保の火災保険（住まいの保険）

◆ 24 時間 365 日事故受付

24 時間 365 日年中無休で事故受付をいたします。SBI 損保安心ホットラインにはスマートフォンからでもつながりますので、まずご連絡ください。

◆ SBI 損保安心ホットライン

24 時間 365 日受付
携帯電話からでもご利用になれます。
フリーコール 0800-919-0368
IP 電話などで上記フリーコールがつかない場合は
0570-550-629（有料）へおかけください。

◆ SBI 損保ハウスサポートサービス

SBI 損保ハウスサポートサービスはご契約いただいている方が、以下のような家屋にまつわるトラブルについて 30 分程度の軽作業（特殊作業を必要としない応急対応）を無料にて提供するサービスです。

- ・ 家屋内の給排水管の詰まり、水漏れなどの水まわりに関するトラブルの応急対応
- ・ 家屋内の窓ガラス破損時に破損したガラスの処理や養生作業などの応急対応
- ・ 家屋内に入るためのカギの紛失または破損、閉じ込めなどのトラブルに伴う建物のカギ開け
- ・ 家屋内の電気設備やガス設備などの不具合によるトラブル時の原因調査および復旧作業

お客さま満足度向上への取り組み

顧客中心主義

当社は、お客さまからいただいた声を真摯に受け止め、常にお客さまにとって身近で信頼される保険会社を目指します。お客さまの声に対して、お客さまの立場に立ち、誠意をもって適切かつ迅速に対応し、問題解決に努めます。また、お客さまからいただく声は有益な経営資源として内容の分析を行い、再発防止、商品改良・開発、接客改善など業務改善につなげ、お客さまの利便性向上、消費者保護に努めます。

顧客中心主義に基づく業務運営方針

SBIグループは、1999年の創業当初からお客さまの利益を最優先する「顧客中心主義」を貫き、インターネットをはじめとする革新的な技術を積極的に活用することで、より好条件の手数料・金利でのサービス、金融商品の一覧比較、手数料の明示、魅力ある投資機会、安全性と信頼性の高いシステム、豊かかつ良質な金融コンテンツ等、真にお客さまの立場に立った金融サービスの提供に努めてまいりました。

SBI損害保険株式会社は、顧客利益を最優先する「顧客中心主義」を徹底するSBIグループにおいて、創業当初から「より多くのお客さまの生活に、より大きな安心をお届けするために」という経営理念に基づき、分かりやすく、利便性の高い先進的な「顧客中心主義」のサービスを追求した取り組みを推進しております。こうした取り組みをより一層強化・徹底していくために、「顧客中心主義に基づく業務運営方針」を公表するとともに、顧客満足度など常にお客さまの視点からその取り組みや成果を評価し、定期的に見直しを行ってまいります。

紛争解決機関など

当社へのご意見・苦情は、SBI損害保険株式会社お客様相談室にてうけたまわります。お電話のほかe-mailやチャット等でもうけたまわります。詳しくは、当社Webサイトをご参照ください。
<https://www.sbisnpo.co.jp/inquiry/>

 ご意見・苦情等はここから（通話料無料）



0800-8888-836

【受付時間】9:00～17:00

※土日祝日・12/31～1/3は除きます
※スマートフォンからもご利用になれます。

紛争解決機関など

万一、当社との間で問題を解決できない場合には、以下の紛争解決機関に解決の申し立てを行うことができます。

手続実施基本契約を締結している指定紛争解決機関

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

同協会では、損害保険に関する一般的な相談のほか、損害保険会社の業務に関連する苦情や紛争に対応する窓口として、「そんぽADRセンター」（損害保険相談紛争解決サポートセンター）を設けています。受け付けた苦情については、損害保険会社に通知して対応を求めることで当事者同士の交渉による解決を促すとともに、当事者間で問題の解決が図れない場合には、専門の知識や経験を有する弁護士などが中立・公正な立場から和解案を提示し、紛争解決に導きます。当社との間で問題を解決できない場合には、「そんぽADRセンター」に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンターの連絡先は以下のとおりです。
ナビダイヤル（全国共通・通話料有料）
0570-022808
IP電話の場合 03-4332-5241
【受付時間】9:15～17:00（土日祝日および12/30～1/4を除きます）
▶詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ（<https://www.sonpo.or.jp>）をご覧ください。

そんぽADRセンター以外の損害保険業界関連の紛争解決機関

一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構

自賠責保険（自賠責共済）の保険金（共済金）の支払をめぐる紛争の、公正かつ適確な解決を通して、被害者の保護を図るために設立され、国から指定を受けた紛争処理機関として、一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構があります。同機構では、自動車事故に係る専門的な知識を有する弁護士、医師、学識経験者等で構成する紛争処理委員が、自賠責保険（自賠責共済）の支払内容について審査し、公正な調停を行います。同機構が取扱うのは、あくまで自賠責保険（自賠責共済）の保険金（共済金）の支払いをめぐる紛争に限られますので、ご注意ください。

▶詳しくは、同機構のホームページ（<http://www.jibai-adr.or.jp>）をご参照ください。

公益財団法人 交通事故紛争処理センター

自動車保険の対人・対物賠償保険に係る損害賠償に関する紛争を解決するために、相談、和解のあっせんおよび審査を行う機関として、公益財団法人交通事故紛争処理センターがあります。全国11カ所において、専門の弁護士が公正・中立な立場で相談・和解のあっせんを行うほか、あっせん案に同意できない場合は、法律学者、裁判官経験者および弁護士で構成される審査会に審査を申し立てることもできます。

▶詳しくは、同センターのホームページ（<https://www.jcstad.or.jp>）をご参照ください。

お客様の声を大切にするために

当社では、「お客様の声」を大切にするため、お客さまから頂いた声を集約・分析し、業務改善に生かしています。

◆ 各部門における取り組み

お客さまからいただいた声は苦情だけでなくご意見・ご要望を含めすべてお客様の声として、お客様相談室で集約しています。集約したお客様の声はお客様相談室にて苦情とお問い合わせ等に整理し、お申し出の内容ごとくすべて所轄部門に伝えます。所轄部門では内容について分析・検証を行い、業務の改善に生かしています。

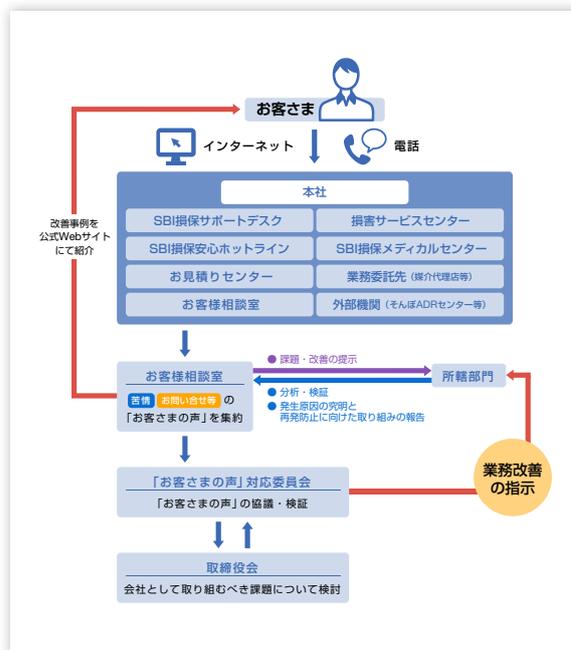
また、不適切な対応があった場合は発生原因を究明し、再発防止に向けた改善を迅速に実施いたします。

◆ 「お客様の声」対応委員会

全部門の代表者で構成する「お客様の声」対応委員会を毎月開催し、お客さまからいただいた声を全部門で共有するとともに、各部門での対応、業務改善や再発防止に向けた取り組みが適正なものであるかの協議・検証を行っています。

◆ 取締役会

「お客様の声」対応委員会で協議・検証されたお客様の声は毎月開催の取締役会で報告を行い、会社として取り組むべき課題について検討しています。



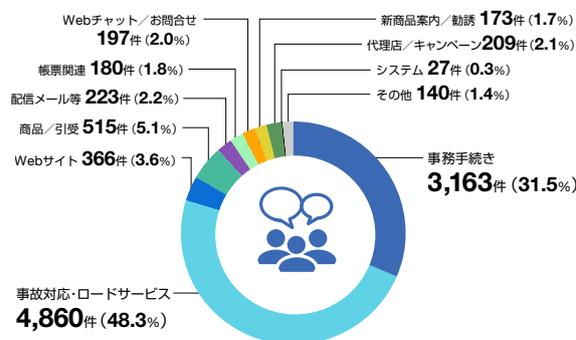
◆ 苦情の定義

手段や媒体を問わず、当社の受付窓口で受け付けたお客さまからの当社の業務に対する不満足の原因とされています。

2020年度の「お客様の声」受付状況



2020年度「お客様の声」受付状況



※ 1件の「苦情」につき、内容が複数ある場合にはそれぞれでカウント

2020年度の「苦情」の内訳

お客様の満足度向上に向けた取り組み

お客様からいただいた声を生かし、業務の改善に取り組んだ事例の一部をご紹介します。
詳細は当社 Web サイト (<https://www.sbisonpo.co.jp/company/voice/2020/>) をご覧ください。

お客様の声	当社の対応
・抽選のキャンペーンだけではなく、継続した人に何か特典があると良い。	「SBI 損保の自動車保険」の 2020 年 8 月 1 日始期以降のご継続契約を対象に、「SBI 損保クラブオププレミアム」のご提供を開始いたしました。
・クレジットカードで月払をしているが、早めに継続したらすぐに初回保険料が引き落とされた。継続契約の始期日より前に引き落とされるのは納得がいかない。また、現在の契約の 12 回目の支払分と同じ月に引き落とされ、二重引落になっている。	お客様より多くのお問い合わせをいただくため、「よくあるご質問」の記載内容を見直いたしました。
・マイページから事故報告をしたが、うまくできていなかったようで連絡がなかった。入力や操作がわかりにくかった。 ・事故にあった際に、事故報告と同時に位置情報を送信できるようなアプリがあると助かる。	2020 年 10 月 13 日より、「SBI 損保契約者アプリ」および「SBI 損保安全運転プログラム」のサービスを開始いたしました。アプリでご契約内容の確認や、事故報告、ロードサービスの手配が可能です。
・他社の自動車保険を解約して SBI 損保に切り替える場合も、Web で申込手続きができるようにしてほしい。	他社でご契約中の自動車保険を途中解約し、SBI 損保の自動車保険に切り替えるお手続きはお電話のみでの受付でしたが、2020 年 10 月より Web でもお手続きが可能になり、インターネット割引や証券不発行割引も適用できるようになりました。
・デビットカードを使って保険料を支払ったが、引落しの後一度返金されており仕組みがわかりにくい。	デビットカードでの保険料お支払いに関する「よくあるご質問」を新設いたしました。
・バイク保険を取り扱ってほしい。	お客様より多くのご要望をいただいているため、2021 年 4 月 16 日（金）より、対人・対物賠償や人身傷害等を補償するバイク保険（※）の販売を開始しました。（※）「アクサダイレクトのバイク保険」および「三井ダイレクト損保のバイク保険」を、SBI 損保の Web サイトを通じて販売しています。
・自動車保険を使用した場合の等級ダウンによる保険料の増額などについて、詳しい内容を説明してほしい。	SMS でお送りする URL から、保険金のお支払内容や保険を使った場合のご説明を動画でご確認いただけるサービスを一部の事故対応でスタートしました。

◆ 障がい者や高齢者の方に向けた取り組み

幅広いお客様のニーズにお応えするため、以下のようなサービスを提供しています。

- ・SBI 損保の手話・筆談サービス 2019 年 1 月～
- ・音声案内電子サービス 2019 年 5 月～
- ・LINE による自動車事故受付サービス 2019 年 1 月～
- ・LINE を活用したカンタン見積り 2017 年 12 月～
- ・シニアのお客様専用ダイヤル開設 2019 年 3 月～
- ・SBI 損保 Web チャットサービス 2009 年 7 月～

SBI

業績データ

主要な経営指標等の推移

直近 5 事業年度における主要な業務の状況を示す指標	54
主要な業務の状況を示す指標等	55
保険契約に関する指標等	61
経理に関する指標等	64
資産運用に関する指標等	70
特別勘定に関する指標等	74

直近の 2 事業年度における財産の状況

財務諸表等	75
単体ソルベンシー・マージン比率	85
時価情報等	87
子会社等	89

UNRA NCE

主要な経営指標等の推移

直近 5 事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位：百万円)

年度 項目	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
正味収入保険料	23,166	24,353	25,784	26,680	30,982
経常収益	23,374	24,628	28,883	28,822	32,737
経常利益又は経常損失 (△)	△ 1,594	42	229	△ 403	523
当期純利益又は当期純損失 (△)	△ 1,551	86	130	△ 441	33
資本金	16,500	16,500	20,500	20,500	20,500
(発行済株式総数)	(5,020,537 株)	(5,020,537 株)	(11,627,537 株)	(11,627,537 株)	(11,627,537 株)
純資産額	6,006	6,080	13,515	11,274	12,061
総資産額	33,870	36,177	46,989	46,676	58,768
特別勘定又は積立勘定 として経理された資産額	-	-	-	-	-
責任準備金残高	13,333	14,456	15,338	15,255	18,262
貸付金残高	-	-	-	-	-
有価証券残高	10,143	5,879	13,347	19,352	29,320
単体ソルベンシー・マージン比率 (注)	365.9%	366.1%	657.0%	537.1%	545.5%
配当性向	-	-	-	-	-
従業員数	494 名	528 名	610 名	695 名	709 名

(注)「単体ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第 86 条 (単体ソルベンシー・マージン) および第 87 条 (単体リスク) ならびに平成 8 年大蔵省告示第 50 号の規定に基づいて算出された比率です。

主要な業務の状況を示す指標等

①正味収入保険料

(単位：百万円)

種目	年度	2018年度			2019年度			2020年度		
		金額	構成比%	増減率%	金額	構成比%	増減率%	金額	構成比%	増減率%
火災		420	1.6	67.6	431	1.6	2.8	534	1.7	23.7
海上		-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害		-	-	-	-	-	-	1	0.0	-
自動車		24,353	94.4	4.8	24,908	93.4	2.3	29,052	93.8	16.6
自動車損害賠償責任		225	0.9	△ 7.5	317	1.2	40.5	266	0.9	△ 15.9
その他		785	3.0	27.7	1,022	3.8	30.3	1,128	3.6	10.3
(うち費用・利益)		(791)	(3.1)	(28.7)	(978)	(3.7)	(23.7)	(1,073)	(3.5)	(9.7)
(うち賠償責任)		(△ 6)	(△ 0.0)	(-)	(42)	(0.2)	(-)	(39)	(0.1)	(△ 8.8)
(うち信用・保証)		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
合計		25,784	100.0	5.9	26,680	100.0	3.5	30,982	100.0	16.1

(注) 正味収入保険料とは、元受及び受再契約の収入保険料から出再契約の再保険料を控除したものをいいます。

②元受正味保険料

(単位：百万円)

種目	年度	2018年度			2019年度			2020年度		
		金額	構成比%	増減率%	金額	構成比%	増減率%	金額	構成比%	増減率%
火災		1,127	3.0	71.2	1,129	2.9	0.2	1,365	3.0	20.9
海上		-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害		-	-	-	-	-	-	1	0.0	-
自動車		35,840	94.9	4.8	36,684	94.1	2.4	42,805	93.6	16.7
自動車損害賠償責任		-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他		793	2.1	29.1	1,178	3.0	48.4	1,540	3.4	30.8
(うち費用・利益)		(791)	(2.1)	(28.7)	(1,130)	(2.9)	(42.9)	(1,473)	(3.2)	(30.3)
(うち賠償責任)		(2)	(0.0)	(-)	(46)	(0.1)	(1,534.3)	(52)	(0.1)	(12.0)
(うち信用・保証)		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
合計		37,761	100.0	6.5	38,991	100.0	3.3	45,712	100.0	17.2

(注) 元受正味保険料とは、元受保険料から元受解約返戻金及び元受その他返戻金を控除したものをいいます。

③受再正味保険料

(単位：百万円)

年度		2018年度	2019年度	2020年度
種目				
火	災	0	0	0
海	上	-	-	-
傷	害	-	-	-
自	動	6	6	7
自動車				
自動車損害賠償責任		225	317	266
そ	の	-	-	-
他				
(うち費用・利益)		(-)	(-)	(-)
(うち賠償責任)		(-)	(-)	(-)
(うち信用・保証)		(-)	(-)	(-)
合	計	232	324	274

(注) 受再正味保険料とは、受再保険料から受再解約返戻金及び受再その他返戻金を控除したものをいいます。

④支払再保険料

(単位：百万円)

年度		2018年度	2019年度	2020年度
種目				
火	災	707	697	831
海	上	-	-	-
傷	害	-	-	-
自	動	11,493	11,783	13,759
自動車				
自動車損害賠償責任		-	-	-
そ	の	8	155	412
他				
(うち費用・利益)		(-)	(151)	(399)
(うち賠償責任)		(8)	(3)	(12)
(うち信用・保証)		(-)	(-)	(-)
合	計	12,209	12,636	15,003

(注) 支払再保険料とは、再保険料から再保険返戻金及びその他の再保険収入を控除したものをいいます。

⑤解約返戻金

(単位：百万円)

種目	年度	2018年度	2019年度	2020年度
火災		8	13	20
海上		-	-	-
傷害		-	-	-
自動車		344	277	262
自動車損害賠償責任		7	7	8
その他		1	1	4
(うち費用・利益)		(1)	(1)	(4)
(うち賠償責任)		(-)	(-)	(-)
(うち信用・保証)		(-)	(-)	(-)
合計		361	299	296

(注) 解約返戻金とは、元受解約返戻金及び受再解約返戻金の合計額をいいます。

⑥保険引受利益

(単位：百万円)

項目	年度	2018年度	2019年度	2020年度
保険引受収益		25,798	26,777	30,997
保険引受費用		21,410	21,262	23,510
営業費及び一般管理費		6,886	7,718	8,355
その他収支		△0	△0	△0
保険引受利益		△2,498	△2,204	△869

(注) 1. 営業費及び一般管理費は、損益計算書における営業費及び一般管理費のうち保険引受に係る金額です。
2. その他収支は、自動車損害賠償責任保険等に係る法人税等相当額などです。

[保険種目別保険引受利益]

(単位：百万円)

種目	年度	2018年度	2019年度	2020年度
		火災	△ 602	△ 732
海上		-	-	-
傷害		-	-	△ 0
自動車		△ 1,715	△ 1,150	△ 105
自動車損害賠償責任		-	-	-
その他		△ 181	△ 320	14
(うち費用・利益)		(△ 174)	(△ 299)	(20)
(うち賠償責任)		(△ 6)	(△ 21)	(△ 1)
(うち信用・保証)		(-)	(-)	(-)
合計		△ 2,498	△ 2,204	△ 869

⑦正味支払保険金・正味損害率

(単位：百万円)

種目	年度	2018年度			2019年度			2020年度		
		金額	構成比%	正味損害率%	金額	構成比%	正味損害率%	金額	構成比%	正味損害率%
火災		94	0.5	35.2	174	0.9	56.6	140	0.8	45.6
海上		-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害		-	-	-	-	-	-	0	0.0	12.1
自動車		17,835	97.6	86.9	18,695	97.2	89.0	16,932	96.9	70.5
自動車損害賠償責任		243	1.3	107.7	224	1.2	70.8	223	1.3	83.7
その他		100	0.6	15.5	136	0.7	15.8	175	1.0	18.9
(うち費用・利益)		(100)	(0.6)	(15.5)	(136)	(0.7)	(16.5)	(174)	(1.0)	(19.8)
(うち賠償責任)		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(0)	(0.0)	(0.1)
(うち信用・保証)		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
合計		18,273	100.0	84.1	19,230	100.0	85.5	17,471	100.0	68.3

- (注) 1. 正味支払保険金とは、元受及び受再契約の支払保険金から出再契約による回収再保険金を控除したものをいいます。
2. 正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料 × 100

⑧元受正味保険金

(単位：百万円)

年度		2018年度	2019年度	2020年度
種目				
火	災	180	289	296
海	上	-	-	-
傷	害	-	-	0
自	動	25,970	27,185	24,785
自	動	-	-	-
車	損			
損	害			
害	賠			
賠	償			
償	責			
責	任			
任				
そ	の	100	138	217
の	他			
他				
(う	(100)	(138)	(216)
う	ち			
ち	費			
費	用			
用	・			
・	利			
利	益			
益)			
)				
(う	(-)	(-)	(0)
う	ち			
ち	賠			
賠	償			
償	責			
責	任			
任)			
)				
(う	(-)	(-)	(-)
う	ち			
ち	信			
信	用			
用	・			
・	保			
保	証			
証)			
)				
合	計	26,251	27,613	25,299

(注) 元受正味保険金とは、元受保険金から元受保険金戻入を控除したものをいいます。

⑨受再正味保険金

(単位：百万円)

年度		2018年度	2019年度	2020年度
種目				
火	災	0	-	-
海	上	-	-	-
傷	害	-	-	-
自	動	-	-	3
自	動	243	224	223
車	損			
損	害			
害	賠			
賠	償			
償	責			
責	任			
任				
そ	の	-	-	-
の	他			
他				
(う	(-)	(-)	(-)
う	ち			
ち	費			
費	用			
用	・			
・	利			
利	益			
益)			
)				
(う	(-)	(-)	(-)
う	ち			
ち	賠			
賠	償			
償	責			
責	任			
任)			
)				
(う	(-)	(-)	(-)
う	ち			
ち	信			
信	用			
用	・			
・	保			
保	証			
証)			
)				
合	計	243	224	226

(注) 受再正味保険金とは、受再保険金から受再保険金戻入を控除したものをいいます。

⑩回収再保険金

(単位：百万円)

年度		2018 年度	2019 年度	2020 年度
種目				
火	災	86	115	156
海	上	-	-	-
傷	害	-	-	-
自	動	8,134	8,489	7,856
自動車損害賠償責任		-	-	-
その他		-	1	41
(うち費用・利益)		(-)	(1)	(41)
(うち賠償責任)		(-)	(-)	(-)
(うち信用・保証)		(-)	(-)	(-)
合	計	8,221	8,606	8,054

(注) 回収再保険金とは、再保険金から再保険金割戻を控除したものをいいます。

保険契約に関する指標等

①契約者配当金
該当ありません。

②正味損害率、正味事業費率及びその合算率（コンバインド・レシオ） （単位：％）

種目	年度	2018年度			2019年度			2020年度		
		正味 損害率	正味 事業費率	合算率	正味 損害率	正味 事業費率	合算率	正味 損害率	正味 事業費率	合算率
火災		35.2	88.1	123.3	56.6	102.2	158.8	45.6	90.0	135.7
海上		-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害		-	-	-	-	-	-	12.1	8.1	20.2
自動車		86.9	10.6	97.5	89.0	13.3	102.3	70.5	15.4	85.9
自動車損害賠償責任		107.7	-	107.7	70.8	-	70.8	83.7	-	83.7
その他		15.7	94.3	110.0	15.8	96.0	111.8	18.9	62.9	81.8
(うち費用・利益)		(15.5)	(93.5)	(109.0)	(16.5)	(97.5)	(113.9)	(19.8)	(62.9)	(82.6)
(うち賠償責任)		(-)	(△ 12.7)	(△ 12.7)	(-)	(63.2)	(63.2)	(0.1)	(77.9)	(78.0)
(うち信用・保証)		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
合計		84.1	14.3	98.4	85.5	17.7	103.2	68.3	18.3	86.6

- (注) 1. 正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料
 2. 正味事業費率 = (諸手数料及び集金費 + 保険引受に係る営業費及び一般管理費) ÷ 正味収入保険料
 3. 合算率(コンバインド・レシオ) = 正味損害率 + 正味事業費率

③出再控除前の発生損害率、事業費率及びその合算率

(単位：%)

種目	年度	2018年度			2019年度			2020年度		
		発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率
火災		599.8	1,284.9	1,884.7	303.0	427.8	730.8	189.2	318.6	507.9
海上		-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害		-	-	-	-	-	-	23,986.7	2,509.8	26,496.6
自動車		91.9	17.2	109.1	86.5	17.5	104.0	75.2	18.5	93.7
その他		69.8	361.1	430.9	26.9	119.3	146.2	22.4	75.9	98.3
(うち費用・利益)		(21.3)	(98.6)	(119.9)	(26.6)	(119.3)	(145.9)	(22.6)	(76.8)	(99.5)
(うち賠償責任)		(48.5)	(262.5)	(311.0)	(38.2)	(123.9)	(162.1)	(13.4)	(60.7)	(74.1)
(うち信用・保証)		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
合計		91.0	20.3	111.4	85.6	21.7	107.3	73.9	21.8	95.7

- (注) 1. 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。
 2. 発生損害率 = (出再控除前の発生損害額 + 損害調査費) ÷ 出再控除前の既経過保険料
 3. 事業費率 = (支払諸手数料及び集金費 + 保険引受に係る営業費及び一般管理費) ÷ 出再控除前の既経過保険料
 4. 合算率 = 発生損害率 + 事業費率
 5. 出再控除前の発生損害額 = 支払保険金 + 出再控除前の支払備金積増額
 6. 出再控除前の既経過保険料 = 収入保険料 - 出再控除前の未経過保険料積増額
 7. 第三分野保険のがん治療費用保険・がん治療費用総合保険は、その他のうち費用・利益に記載しています。

④国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

区分	2018年度	2019年度	2020年度
国内契約	100%	100%	100%
海外契約	-%	-%	-%

(注) 上表は、収入保険料(元受正味保険料(除く収入積立保険料)と受再正味保険料の合計)について国内契約および海外契約の割合を記載しております。

⑤出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位5社の割合

年度	出再先保険会社の数	出再保険料のうち上位5社の出再先に集中している割合
2020年度	3 (1)	100% (100%)
2019年度	3 (1)	100% (100%)

- (注) 1. 出再先保険会社の数は、特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者(プール出再を含む)を対象としています。
 2.()内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります。)

⑥出再保険料の格付ごとの割合

格付区分	A 以上	BBB 以上	その他 (格付なし・不明・BB 以下)	合計
2020 年度	100% (100%)	-% (-%)	-% (-%)	100% (100%)
2019 年度	100% (100%)	-% (-%)	-% (-%)	100% (100%)

- (注) 1. 特約再保険を 1,000 万円以上出再している再保険者を対象としています。ただし、再保険プールを含んでいません。格付区分は、S&P 社と日本格付研究所 (JCR) の格付を使用し、両社の格付が異なる場合は低い方の格付を使用しています。
2. () 内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第 71 条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります。)

⑦未収再保険金の推移

(単位：百万円)

種目計	2018 年度	2019 年度	2020 年度
1 年度開始時の未収再保険金	1,721 (-)	2,016 (-)	2,064 (-)
2 当該年度に回収できる事由が発生した額	8,189 (-)	8,599 (1)	7,991 (43)
3 当該年度回収等	7,895 (-)	8,551 (1)	7,965 (-)
4 1+2-3 = 年度末の未収再保険金	2,016 (-)	2,064 (-)	2,089 (43)

- (注) 1. 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いております。
2. () 内は、第三分野保険に関する数値を表しております。(ただし、保険業法施行規則第 71 条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります。)

経理に関する指標等

①支払備金及び責任準備金の額

【支払備金】

(単位：百万円)

種目	年度	2018 年度末	2019 年度末	2020 年度末
火	災	34	74	90
海	上	-	-	-
傷	害	-	-	0
自	動	10,761	12,054	14,036
自動車損害賠償責任		77	76	77
その他		107	212	247
(うち費用・利益)		(107)	(204)	(227)
(うち賠償責任)		(0)	(8)	(15)
(うち信用・保証)		(-)	(-)	(-)
合	計	10,980	12,419	14,452

期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト)

(単位：百万円)

会計年度	期首支払備金	前期以前発生事故に係る 当期支払保険金	前期以前発生事故に係る 当期末支払備金	当期把握見積り差額
2016 年度	8,772	6,647	3,520	△ 1,394
2017 年度	10,112	7,762	4,238	△ 1,888
2018 年度	12,165	9,436	6,066	△ 3,337
2019 年度	15,391	10,270	7,285	△ 2,165
2020 年度	17,821	10,203	9,370	△ 1,752

- (注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額であります。
 2. 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。
 3. 当期把握見積り差額 = 期首支払備金 - (前期以前発生事故に係る当期支払保険金 + 前期以前発生事故に係る当期末支払備金)

事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表

○自動車

(単位：百万円)

事故発生年度		2016年度			2017年度			2018年度			2019年度			2020年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動									
累計 保険金 + 支払備金	事故発生 年度末	20,489			22,682			25,776			27,261			26,001		
	1年後	21,018	1.03	528	23,525	1.04	843	26,431	1.03	654	27,488	1.01	226			
	2年後	21,669	1.03	651	24,165	1.03	640	27,022	1.02	590						
	3年後	22,141	1.02	472	24,790	1.03	625									
	4年後	22,288	1.01	146												
最終損害見積り額		22,288			24,790			27,022			27,488			26,001		
累計保険金		21,708			23,292			24,759			23,087			14,783		
支払備金		580			1,497			2,263			4,401			11,218		

○傷害

(単位：百万円)

事故発生年度		2016年度			2017年度			2018年度			2019年度			2020年度		
		金額	比率	変動												
累計 保険金 + 支払備金	事故発生 年度末	-			-			-			-			0		
	1年後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	2年後	-	-	-	-	-	-	-	-	-						
	3年後	-	-	-	-	-	-									
	4年後	-	-	-												
最終損害見積り額		-			-			-			-			0		
累計保険金		-			-			-			-			0		
支払備金		-			-			-			-			0		

○賠償責任

(単位：百万円)

事故発生年度	2016年度			2017年度			2018年度			2019年度			2020年度			
	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	
累計 保険金 + 支払備金	事故発生 年度末	-	/	/	-	/	/	0	/	/	8	/	/	14	/	/
	1年後	-	-	-	-	-	-	0	0.14	△0	0	0.09	△7			
	2年後	-	-	-	-	-	-	-	0.00	△0						
	3年後	-	-	-	-	-	-									
	4年後	-	-	-												
最終損害見積り額			-			-			0			14				
累計保険金			-			-			-			0				
支払備金			-			-			0			14				

(注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額であります。

2. 「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しております。

3. 「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した額を記載しております。

4. 「累計保険金+支払備金」の数値のうち網掛け部分については該当がありません。

【責任準備金】

(単位：百万円)

種目	年度	2018年度末	2019年度末	2020年度末
		火	災	861
海	上	-	-	-
傷	害	-	-	1
自	動	13,699	12,974	15,196
自動車損害賠償責任		493	600	657
その他		284	379	535
(うち費用・利益)		(284)	(350)	(492)
(うち賠償責任)		(-)	(28)	(31)
(うち信用・保証)		(-)	(-)	(-)
合	計	15,338	15,255	18,262

責任準備金の内訳
 < 2020 年度末 >

(単位：百万円)

種目	内訳	普通責任 準備金	異常危険 準備金	危険 準備金	払戻積立金	契約者配当 準備金等	計
火	災	1,477	392	2	-	-	1,871
海	上	-	-	-	-	-	-
傷	害	1	0	-	-	-	1
自	動	14,264	932	-	-	-	15,196
自動車損害賠償責任		657	-	-	-	-	657
そ	の	381	154	0	-	-	535
(うち費用・利益)		(343)	(148)	(0)	(-)	(-)	(492)
(うち賠償責任)		(26)	(4)	(-)	(-)	(-)	(31)
(うち信用・保証)		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
合	計	16,780	1,479	2	-	-	18,262

< 2019 年度末 >

(単位：百万円)

種目	内訳	普通責任 準備金	異常危険 準備金	危険 準備金	払戻積立金	契約者配当 準備金等	計
火	災	1,059	238	2	-	-	1,299
海	上	-	-	-	-	-	-
傷	害	-	-	-	-	-	-
自	動	12,175	799	-	-	-	12,974
自動車損害賠償責任		600	-	-	-	-	600
そ	の	262	116	0	-	-	379
(うち費用・利益)		(235)	(113)	(0)	(-)	(-)	(350)
(うち賠償責任)		(26)	(2)	(-)	(-)	(-)	(28)
(うち信用・保証)		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
合	計	14,098	1,154	2	-	-	15,255

②責任準備金積立水準

区 分		2019 年度	2020 年度
積立方式	標準責任準備金対象契約	標準責任準備金	標準責任準備金
	標準責任準備金対象外契約	-	-
積立率		100.0%	100.0%

- (注) 1. 積立方式及び積立率は、保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険に係る保険契約及び保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険を主たる保険としている保険契約を除いております。
2. 保険料積立金及び積立保険に係る払戻積立金以外について積立方式という概念がないため、積立方式は保険料積立金及び積立保険に係る払戻積立金について記載しております。
3. 積立率 = (実際に積立している普通責任準備金 + 払戻積立金) ÷ (下記(1)～(3)の合計額)
- (1) 標準責任準備金対象契約に係る平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により計算した保険料積立金及び払戻積立金(保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約に限る)
- (2) 標準責任準備金対象外契約に係る平準純保険料式により計算した2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る保険料積立金、保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約以外の保険契約で2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る払戻積立金並びに2001年7月1日前に保険が開始する保険契約に係る普通責任準備金及び払戻積立金
- (3) 2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る未経過保険料

③引当金明細表

<2020 年度 >

(単位：百万円)

区分		2019 年度末 残高	2020 年度 増加額	2020 年度減少額		2020 年度末 残高
				目的使用	その他	
貸倒 引当金	一般貸倒引当金	-	-	-	-	-
	個別貸倒引当金	-	-	-	-	-
	特定海外債権引当勘定	-	-	-	-	-
退職給付引当金		-	-	-	-	-
賞与引当金		-	-	-	-	-
再保険手数料引当金		-	-	-	-	-
価格変動準備金		47	25	-	-	72
合計		47	25	-	-	72

<2019 年度 >

(単位：百万円)

区分	2018 年度末 残高	2019 年度 増加額	2019 年度減少額		2019 年度末 残高
			目的使用	その他	
貸倒 引当金	一般貸倒引当金	-	-	-	-
	個別貸倒引当金	-	-	-	-
	特定海外債権引当勘定	-	-	-	-
退職給付引当金	-	-	-	-	-
賞与引当金	-	-	-	-	-
再保険手数料引当金	-	-	-	-	-
価格変動準備金	22	24	-	-	47
合計	22	24	-	-	47

④貸付金償却
該当ありません。

⑤資本金等明細表（含む利益準備金及び任意積立金）
資本金等明細表につきましては、83 ページの株主資本等変動計算書をご参照ください。

⑥損害率の上昇に対する経常利益又は経常損失の変動

損害率の上昇シナリオ	地震保険と自動車損害賠償責任保険を除く、すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定いたします。		
計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ○増加する発生損害額 = 既経過保険料 × 1% ○増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しております。 ○増加する異常危険準備金取崩額 = 正味支払保険金の増加を考慮した取崩額 - 決算時取崩額 ○経常利益の減少額 = 増加する発生損害額 - 増加する異常危険準備金取崩額 		
経常利益の減少額	2020 年度	294 百万円	(注) 異常危険準備金残高の取崩額 799 百万円
	2019 年度	268 百万円	(注) 異常危険準備金残高の取崩額 781 百万円

(注) 自動車損害賠償責任保険については、ノース・ノープロフィットの原則に基づき、増加する発生保険金は責任準備金の取崩等により相殺しております。

⑦事業費

(単位：百万円)

区 分	2018 年度	2019 年度	2020 年度
人件費	3,377	3,802	3,937
物件費	6,820	7,450	8,023
税金	349	221	333
火災予防拠出金及び交通事故予防拠出金	-	-	-
保険契約者保護機構に対する負担金	-	-	-
諸手数料及び集金費	△ 3,195	△ 2,985	△ 2,696
合計	7,353	8,489	9,596

資産運用に関する指標等

①資産運用の概況

(単位：百万円)

区分	年度	2018年度末		2019年度末		2020年度末	
		金額	構成比%	金額	構成比%	金額	構成比%
預貯金		18,453	39.3	8,757	18.8	14,248	24.2
コールローン		-	-	-	-	-	-
買現先勘定		-	-	-	-	-	-
債券貸借取引支払保証金		-	-	-	-	-	-
買入金銭債権		200	0.4	797	1.7	898	1.5
商品有価証券		-	-	-	-	-	-
金銭の信託		3,090	6.6	2,489	5.3	136	0.2
有価証券		13,347	28.4	19,352	41.5	29,320	49.9
貸付金		-	-	-	-	-	-
土地・建物		122	0.3	148	0.3	142	0.2
運用資産計		35,213	74.9	31,545	67.6	44,746	76.1
総資産		46,989	100.0	46,676	100.0	58,768	100.0

②利息配当収入の額及び運用利回り

(単位：百万円)

区分	年度	2018年度末		2019年度末		2020年度末	
		金額	利回り%	金額	利回り%	金額	利回り%
預貯金		0	0.00	0	0.00	5	0.04
コールローン		-	-	-	-	-	-
買現先勘定		-	-	-	-	-	-
債券貸借取引支払保証金		-	-	-	-	-	-
買入金銭債権		0	0.20	2	0.45	4	0.60
商品有価証券		-	-	-	-	-	-
金銭の信託		62	2.03	64	2.12	-	-
有価証券		687	6.52	937	4.47	448	1.73
貸付金		-	-	-	-	-	-
土地・建物		-	-	-	-	-	-
小計		750	2.46	1,004	2.88	459	1.15
その他		-	-	-	-	-	-
合計		750	-	1,004	-	459	-

(注) 計算方法は、以下の通りとなっています。

- ・分子 = 利息及び配当金収入（金銭の信託運用益（損）中の利息及び配当金収入に相当する額を含む。）
- ・分母 = 取得原価又は償却原価による平均残高

③海外投融資残高及び海外投融資利回り

(単位：百万円)

区分		2018年度末		2019年度末		2020年度末	
		金額	構成比%	金額	構成比%	金額	構成比%
外貨建	外国公社債	936	42.0	508	25.9	732	28.1
	外国株式	-	-	-	-	-	-
	その他	44	2.0	12	0.6	221	8.5
	小計	981	44.0	520	26.5	953	36.6
円貨建	非居住者貸付	-	-	-	-	-	-
	外国公社債	1,250	56.0	1,443	73.5	1,653	63.4
	その他	-	-	-	-	-	-
	小計	1,250	56.0	1,443	73.5	1,653	63.4
合計		2,231	100.0	1,963	100.0	2,607	100.0
海外投融資利回り (%)		3.94		3.81		3.18	

④商品有価証券の平均残高及び売買高
該当ありません。

⑤保有有価証券の種類別の残高及び合計に対する構成比

(単位：百万円)

区分		2018年度末		2019年度末		2020年度末	
		金額	構成比%	金額	構成比%	金額	構成比%
国債		-	-	-	-	-	-
地方債		-	-	-	-	-	-
社債		3,270	24.5	5,420	28.0	12,797	43.6
株式		-	-	273	1.4	276	0.9
外国証券		2,187	16.4	1,951	10.1	2,385	8.1
その他の証券		7,890	59.1	11,707	60.5	13,860	47.3
合計		13,347	100.0	19,352	100.0	29,320	100.0

⑥保有有価証券利回り

(単位：%)

区分		2018年度末	2019年度末	2020年度末
公社債		1.19	1.52	1.54
株式		-	0.00	0.88
外国証券		4.08	3.86	3.14
その他の証券		9.54	6.10	1.48
合計		6.52	4.47	1.73

⑦有価証券の種類別の残存期間別残高

< 2020 年度末 >

(単位 : 百万円)

区分 \ 残存期間	1 年以下	1 年超 3 年以下	3 年超 5 年以下	5 年超 7 年以下	7 年超 10 年以下	10 年超 (期間の定めのないものを含む)	合計
国債	-	-	-	-	-	-	-
地方債	-	-	-	-	-	-	-
社債	3,501	4,907	3,987	101	100	200	12,797
株式	-	-	-	-	-	276	276
外国証券	475	1,706	100	102	-	-	2,385
その他の証券	-	-	726	-	69	13,064	13,860
合計	3,977	6,613	4,814	203	169	13,542	29,320

< 2019 年度末 >

(単位 : 百万円)

区分 \ 残存期間	1 年以下	1 年超 3 年以下	3 年超 5 年以下	5 年超 7 年以下	7 年超 10 年以下	10 年超 (期間の定めのないものを含む)	合計
国債	-	-	-	-	-	-	-
地方債	-	-	-	-	-	-	-
社債	600	192	4,230	-	196	199	5,420
株式	-	-	-	-	-	273	273
外国証券	-	1,453	497	-	-	-	1,951
その他の証券	37	-	-	499	-	11,170	11,707
合計	637	1,646	4,728	499	196	11,644	19,352

⑧業種別保有株式の額

情報・通信業 276 百万円

⑨貸付金の残存期間別の残高

該当ありません。

⑩担保別貸付金残高

該当ありません。

⑪用途別の貸付金残高及び構成比

該当ありません。

⑫業種別の貸付金残高及び貸付金残高の合計に対する割合

該当ありません。

⑬規模別の貸付金残高及び貸付金残高の合計に対する割合

該当ありません。

⑭有形固定資産及び有形固定資産合計の残高

(単位：百万円)

区分	年度	2018 年度末		2019 年度末		2020 年度末	
土地		-	-	-	-	-	-
	営業用	-	-	-	-	-	-
	賃貸用	-	-	-	-	-	-
建物		122	148	148	142	142	142
	営業用	122	148	148	142	142	142
	賃貸用	-	-	-	-	-	-
建設仮勘定		-	-	-	-	-	-
	営業用	-	-	-	-	-	-
	賃貸用	-	-	-	-	-	-
合計		122	148	148	142	142	142
	営業用	122	148	148	142	142	142
	賃貸用	-	-	-	-	-	-
リース資産		44	32	32	20	20	20
その他の有形固定資産		155	174	174	186	186	186
有形固定資産合計		322	355	355	349	349	349

⑮支払承諾の残高内訳

(単位：百万円)

区分	年度	2018 年度末		2019 年度末		2020 年度末	
		口数	金額	口数	金額	口数	金額
融資に係る保証		-	-	-	-	-	-
社債に係る保証		-	-	-	-	-	-
資産の流動化に係る保証		-	-	-	-	-	-
その他		1	500	1	600	1	600
合計		1	500	1	600	1	600

⑩支払承諾見返の担保別内訳

(単位：百万円)

年度 区分	2018 年度末	2019 年度末	2020 年度末
有価証券	-	-	-
不動産・動産・財団	-	-	-
指名債権	-	-	-
保証	-	-	-
信用	500	600	600
その他	-	-	-
合計	500	600	600

特別勘定に関する指標

該当ありません。

直近の2事業年度における財産の状況

財務諸表等

当社は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、計算書類およびその附属明細書について当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査を受けています。

①貸借対照表

(単位：百万円)

科目	2019年度末 (2020年3月31日現在)	2020年度末 (2021年3月31日現在)
(資産の部)		
現金及び預貯金	8,757	14,248
預貯金	8,757	14,248
買入金銭債権	797	898
金銭の信託	2,489	136
有価証券	19,352	29,320
社債	5,420	12,797
株式	273	276
外国証券	1,951	2,385
その他の証券	11,707	13,860
有形固定資産	355	349
建物	148	142
リース資産	32	20
その他の有形固定資産	174	186
無形固定資産	2,865	2,934
ソフトウェア	2,808	2,431
その他の無形固定資産	56	502
その他資産	11,458	10,280
再保険貸	2,230	2,247
未収金	6,309	5,540
預託金	268	267
地震保険預託金	0	0
仮払金	2,547	2,100
その他の資産	103	124
支払承諾見返	600	600
資産の部合計	46,676	58,768

科目	2019年度末 (2020年3月31日現在)	2020年度末 (2021年3月31日現在)
(負債の部)		
保険契約準備金	27,674	32,715
支払備金	12,419	14,452
責任準備金	15,255	18,262
社債	500	500
その他負債	6,567	12,790
再保険借	2,242	2,831
未払法人税等	96	498
未払金	1,018	5,831
仮受金	3,081	3,510
リース債務	32	20
資産除去債務	85	86
その他の負債	10	11
価格変動準備金	47	72
繰延税金負債	13	28
支払承諾	600	600
負債の部合計	35,402	46,706
(純資産の部)		
資本金	20,500	20,500
資本剰余金	20,400	20,400
資本準備金	20,400	20,400
利益剰余金	△ 27,105	△ 27,072
その他利益剰余金	△ 27,105	△ 27,072
繰越利益剰余金	△ 27,105	△ 27,072
株主資本合計	13,795	13,829
その他有価証券評価差額金	△ 2,521	△ 1,767
評価・換算差額等合計	△ 2,521	△ 1,767
純資産の部合計	11,274	12,061
負債及び純資産の部合計	46,676	58,768

【重要な会計方針に関する注記】

1. 有価証券（買入金銭債権のうち有価証券に準じるものを含む）の評価基準及び評価方法
 - (1) 売買目的有価証券
時価法（売却原価は移動平均法により算定）によっております。
 - (2) その他有価証券
時価のあるもの
期末日の市場価格等による時価法によっております。
なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価の算定は移動平均法によっております。
2. デリバティブ取引（金銭の信託において信託財産として運用しているデリバティブ取引を含む）の評価は、時価法によっております。
3. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、建物付属設備については定額法（ただし、2016年3月31日以前に取得した建物付属設備は定率法）により、その他の有形固定資産については定率法によっております。
4. 無形固定資産の減価償却は、定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
5. リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）の減価償却は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
6. 外貨建資産および負債は、期末日の為替相場により円換算しております。なお、外貨建その他有価証券のうち債券に係る換算差額については、外国通貨による時価の変動を評価差額として処理し、それ以外を為替差損益として処理しております。
7. 価格変動準備金は、有価証券の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。
8. 保険契約に関する会計処理
保険料、支払備金及び責任準備金等の保険契約に関する会計処理については、保険業法等の法令等の定めによっております。
9. 消費税及び地方消費税の会計処理は税込方式によっております。

【表示方法の変更に関する注記】

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

【会計上の見積りに関する注記】

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

（支払備金）

保険業法第117条、同施行規則第72条及び第73条の規定に基づき、保険契約に基づいて支払義務が発生した、又は発生したと認められる保険金等のうち、まだ支払っていない金額を見積り、支払備金として積み立てております。

(1) 当年度の財務諸表に計上した金額

支払備金 14,452 百万円

(2) 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

①算出方法

支払事由の発生の報告を受けた保険契約については、報告内容および損害調査内容等に基づき、個別に支払見込額を計上しております。

また、まだ支払事由の発生の報告を受けていないものの、保険契約に規定する支払事由が既に発生しているものについては、主に過去の支払実績等を勘案して算出した最終発生保険金に基づき計上しております。

②翌年度の財務諸表に与える影響

物価の変動および保険事故の特性の変化により、保険金等の支払額や支払備金の計上額が当初の見積りから変動する可能性があります。

また、最終発生保険金の算定においては、見積手法の選択等に起因する不確実性を有しております。

【貸借対照表に関する注記】

1. 有形固定資産の減価償却累計額は571百万円であります。
2. 関係会社に対する金銭債権の総額は50百万円、金銭債務の総額は118百万円であります。
3. 繰延税金資産の総額は4,842百万円、繰延税金負債の総額は32百万円であります。
繰延税金資産の主な原因は税務上の繰越欠損金3,140百万円であります。
なお、繰延税金資産の算出にあたって、評価性引当額4,837百万円を控除しております。
繰延税金資産から評価性引当額として控除された額のうち、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額は3,135百万円、将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額は1,702百万円であります。
また、評価性引当額の変動の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額の減少であります。

税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額は次の通りです。

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金（※）	1,632	930	79	203	117	176	3,140
評価性引当額	△ 1,631	△ 930	△ 79	△ 202	△ 117	△ 174	△ 3,135
繰延税金資産	0	0	0	0	0	1	4

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

4.

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、保険業法等関係法令を遵守し、損害保険事業の社会性、公共性ならびに契約者への保障確保に配慮し、かつ収益性・安全性・流動性に留意した運用を基本方針とし、資産運用を行っております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融商品は、主として預金、買入金銭債権、金銭の信託および有価証券であります。有価証券は主として債券および投資信託であり、円建債券のほか、外貨建債券への投資も行っております。金融商品に係るリスクは、市場リスク、信用リスク及び流動性リスクであります。また、未収金は営業債権であり、信用リスクに晒されております。再保険貸及び再保険借は再保険に伴う債権債務であります。未払金は1年以内に支払期日が到来する債務であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

当社では、取引全般に係る権限規程及びリスク管理規程を定め、これらに基づいて取引を行うとともに、取引の執行部門とは別にリスク管理委員会を設置し、資産運用の状況について定期的な報告に加え、必要に応じて協議を行うことで組織的な牽制を行っております。

1) 市場リスクの管理

価格変動等リスクについては、資産運用リスクに係る管理規程等に従い、VaR（バリュー・アット・リスク）等の手法によりリスク量（想定最大損失）を定期的に計測し管理しています。

2) 信用リスクの管理

資産運用リスクに係る管理規程等に従って限度枠管理等のリスク管理を行うこととしております。

3) 流動性リスクの管理

流動性リスク管理規程等に従ってリスク管理を行うこととしております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価については、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれておりません。（注2）参照

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
①現金及び預貯金	14,248	14,248	-
②買入金銭債権	898	898	-
③金銭の信託	136	136	-
④有価証券	28,524	28,524	-
⑤再保険貸	2,247	2,247	-
⑥未収金	5,540	5,540	-
資産計	51,596	51,596	-
①再保険借	2,831	2,831	-
②未払金	5,831	5,831	-
③社債	500	499	△ 0
負債計	9,162	9,162	△ 0

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

①現金及び預貯金、⑤再保険貸、⑥未収金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

②買入金銭債権、③金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格によっております。

④有価証券

債券は、期末日の市場価格又は合理的に算定された価額によっており、株式は、取引所の価格によっております。また、投資信託については、基準価格等によっております。

負債

①再保険借、②未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③社債

時価については、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は、次のとおりであり、「④有価証券」には含めておりません。出資金（貸借対照表計上額 795 百万円）について、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができないことから時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしておりません。

5.

(1) 支払備金の内訳は次のとおりであります。

支払備金（出再支払備金控除前、(□)に掲げる保険を除く）	20,935 百万円
同上に係る出再支払備金	6,560 百万円
差引（イ）	14,374 百万円
自動車損害賠償責任保険に係る支払備金（□）	77 百万円
計（イ+□）	14,452 百万円

(2) 責任準備金の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金（出再責任準備金控除前）	23,211 百万円
同上に係る出再責任準備金	7,088 百万円
差引（イ）	16,122 百万円
その他の責任準備金（□）	2,140 百万円
計（イ+□）	18,262 百万円

6. 1株当たりの純資産額は1,037円36銭であります。

算定上の基礎である純資産の部の合計額は12,061百万円、普通株式の期末株式数は11,627,537株であります。

7. 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。

8. 重要な後発事象

該当事項はありません。

9. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

②損益計算書

(単位：百万円)

科 目	2019 年度 (2019年4月1日～2020年3月31日)	2020 年度 (2020年4月1日～2021年3月31日)
経 常 収 益	28,822	32,737
保 険 引 受 収 益	26,777	30,997
正味収入保険料	26,680	30,982
積立保険料等運用益	13	14
責任準備金戻入額	83	-
資 産 運 用 収 益	1,867	1,605
利息及び配当金収入	940	459
金銭の信託運用益	2	-
売買目的有価証券運用益	-	6
有価証券売却益	934	26
有価証券償還益	-	10
為替差益	-	48
その他運用収益	5	1,069
積立保険料等運用益振替	△ 13	△ 14
そ の 他 経 常 収 益	176	133
経 常 費 用	29,225	32,213
保 険 引 受 費 用	21,262	23,510
正味支払保険金	19,230	17,471
損害調査費	3,578	3,694
諸手数料及び集金費	△ 2,985	△ 2,696
支払備金繰入額	1,439	2,033
責任準備金繰入額	-	3,007
その他保険引受費用	-	0
資 産 運 用 費 用	31	74
金銭の信託運用損	-	64
売買目的有価証券運用損	3	-
為替差損	11	-
その他運用費用	17	10
営業費及び一般管理費	7,896	8,598
そ の 他 経 常 費 用	34	29
支払利息	15	15
株式交付費償却	9	9
その他の経常費用	9	4
経常利益又は経常損失(△)	△ 403	523
特 別 損 失	24	25
固定資産処分損	0	-
価格変動準備金繰入額	24	25
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	△ 428	497
法 人 税 及 び 住 民 税	14	466
法 人 税 等 調 整 額	△ 0	△ 1
法 人 税 等 合 計	13	464
当期純利益又は当期純損失(△)	△ 441	33

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引による収益の総額は7百万円、費用の総額は941百万円であります。

2.

(1) 正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。

収入保険料	45,986百万円
支払再保険料	15,003百万円
差引	30,982百万円

(2) 正味支払保険金の内訳は次のとおりであります。

支払保険金	25,525百万円
回収再保険金	8,054百万円
差引	17,471百万円

(3) 諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりであります。

支払諸手数料	1,147百万円
出再保険手数料	3,844百万円
差引	△2,696百万円

(4) 支払備金繰入額(△は支払備金戻入額)の内訳は次のとおりであります。

支払備金繰入額(出再支払備金控除前、(□)に掲げる保険を除く)	3,108百万円
同上に係る出再支払備金繰入額	1,076百万円
差引(イ)	2,032百万円
自動車損害賠償責任保険に係る支払備金繰入額(□)	0百万円
計(イ+□)	2,033百万円

(5) 責任準備金繰入額(△は責任準備金戻入額)の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金繰入額(出再責任準備金控除前)	3,342百万円
同上に係る出再責任準備金繰入額	716百万円
差引(イ)	2,626百万円
その他の責任準備金繰入額(□)	381百万円
計(イ+□)	3,007百万円

(6) 利息及び配当金収入の内訳は次のとおりであります。

預貯金利息	5百万円
買入金銭債権利息	4百万円
有価証券利息・配当金	448百万円
計	459百万円

3. 売買目的有価証券運用益の内訳は、株式に係る売却益が3百万円、評価益が3百万円であります。

4. 金銭の信託運用損中の評価損益は、0百万円の益であります。

5. 1株当たりの当期純利益の額は2円89銭であります。算定上の基礎である当期純利益は33百万円であり、その全額が普通株式に係るものであります。また、普通株式の期中平均株式数は11,627,537株であります。なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

6. 関連当事者との取引は以下のとおりであります。

兄弟会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	株式会社ゼウス	-	決済代行委託取引	保険料の収納代行 収納代行手数料(注)1	31,497 437	未収金 -	3,265 -
親会社の子会社	SBIレミット株式会社	-	与信取引先	債務保証 保証料の受取(注)2	600 5	支払承諾 見返 前受収益	600 0
親会社の子会社	SBI生命保険株式会社	-	社債の発行	社債の発行 利息の支払(注)3	- 15	社債 未払利息	500 5

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 取納代行手数料は、業務内容等を勘案して交渉の上で決定しております。
2. 保証料については、市場金利等を勘案して合理的に決定しております。
3. 社債利率については、市場金利等を勘案して協議の上で決定しております。

7. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

③キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科目	年度	2019年度 (2019年4月1日～ 2020年3月31日)	2020年度 (2020年4月1日～ 2021年3月31日)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期純利益		△ 428	497
減価償却費		939	1,009
支払備金の増減額 (△は減少)		1,439	2,033
責任準備金の増減額 (△は減少)		△ 83	3,007
価格変動準備金の増減額 (△は減少)		24	25
利息及び配当金収入		△ 940	△ 459
有価証券関係損益 (△は益)		△ 930	△ 43
支払利息		15	15
金銭の信託運用損益 (△は益)		△ 2	64
為替差損益 (△は益)		11	△ 48
有形固定資産関係損益 (△は益)		0	-
再保険貸の増減額 (△は増加)		△ 208	△ 17
その他資産 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (△は増加)		△ 2,585	1,024
再保険借の増減額 (△は減少)		41	589
その他負債 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (△は減少)		553	483
その他		△ 117	85
	小計	△ 2,272	8,269
利息及び配当金の受取額		922	431
利息の支払額		△ 9	△ 9
法人税等の支払額		△ 20	△ 84
	営業活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,379	8,606
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
預貯金の純増減額 (△は増加)		-	△ 214
金銭の信託の増加による支出		-	△ 135
金銭の信託の減少による収入		600	401
有価証券の取得による支出		△ 11,943	△ 5,781
有価証券の売却・償還による収入		4,453	3,274
	資産運用活動計	△ 6,889	△ 2,455
	(営業活動及び資産運用活動計)	(△ 8,269)	(6,151)
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出		△ 109	△ 79
無形固定資産の取得による支出		△ 1,309	△ 786
預託金の差入による支出		△ 249	△ 0
預託金の回収による収入		249	-
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 8,308	△ 3,322
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額			
リース債務の返済による支出		△ 11	△ 15
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 11	△ 15
V 現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)			
		△ 9,695	5,269
VI 現金及び現金同等物期首残高			
		18,453	8,757
VII 現金及び現金同等物期末残高			
		8,757	14,027

【キャッシュ・フロー計算書に関する注記】

1. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

2. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目と金額の関係

(2021年3月31日現在)

現金及び預貯金	14,248百万円
預入期間が3ヶ月を超える預貯金	△ 221百万円
現金及び現金同等物	14,027百万円

3. 重要な非資金取引の内容

非資金取引について記載すべき重要なものはありません。

4. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

④株主資本等変動計算書

< 2020年度 >

(単位: 百万円)

	株主資本						評価・換算 差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	20,500	20,400	20,400	△ 27,105	△ 27,105	13,795	△ 2,521	△ 2,521	11,274
当期変動額									
当期純利益				33	33	33			33
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)							754	754	754
当期変動額合計				33	33	33	754	754	787
当期末残高	20,500	20,400	20,400	△ 27,072	△ 27,072	13,829	△ 1,767	△ 1,767	12,061

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数

(単位: 千株)

種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	11,627	-	-	11,627

2. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

< 2019 年度 >

(単位 : 百万円)

	株主資本						評価・換算 差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計				
				繰越利益 剰余金					
当期首残高	20,500	20,400	20,400	△ 26,663	△ 26,663	14,237	△ 722	△ 722	13,515
当期変動額									
当期純利益				△ 441	△ 441	△ 441			△ 441
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)							△ 1,798	△ 1,798	△ 1,798
当期変動額合計				△ 441	△ 441	△ 441	△ 1,798	△ 1,798	△ 2,240
当期末残高	20,500	20,400	20,400	△ 27,105	△ 27,105	13,795	△ 2,521	△ 2,521	11,274

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数

(単位 : 千株)

種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	11,627	-	-	11,627

2. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

⑤リスク管理債権

区分	2020 年度
破綻先債権	該当ありません。
延滞債権	該当ありません。
3 か月以上延滞債権	該当ありません。
貸付条件緩和債権	該当ありません。

⑥元本補填契約のある信託に係る貸出金の状況
該当ありません。

⑦債権者区分に基づいて区分された債権

区分	2020 年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	該当ありません。
危険債権	該当ありません。
要管理債権	該当ありません。
正常債権	該当ありません。

保険会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況（単体ソルベンシー・マージン比率）

（単位：百万円）

区分	2019 年度	2020 年度
(A) 単体ソルベンシー・マージン総額	12,969	14,128
資本金又は基金等	13,779	13,823
価格変動準備金	47	72
危険準備金	2	2
異常危険準備金	1,154	1,479
一般貸倒引当金	-	-
その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益（税効果控除前）	△ 2,514	△ 1,748
土地の含み損益	-	-
払戻積立金超過額	-	-
負債性資本調達手段等	500	500
払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	-	-
控除項目	-	-
その他	-	-
(B) 単体リスクの合計額 $[\sqrt{\{(R_1 + R_2)^2 + (R_3+R_4)^2\}} + R_5+R_6]$	4,829	5,179
一般保険リスク (R ₁)	4,128	4,268
第三分野保険の保険リスク (R ₂)	-	-
予定利率リスク (R ₃)	1	2
資産運用リスク (R ₄)	1,261	1,537
経営管理リスク (R ₅)	171	187
巨大災害リスク (R ₆)	339	453
単体ソルベンシー・マージン比率 $[(A) / \{(B) \times 1 / 2\}] \times 100$	537.1	545.5

(注) 「単体ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第 86 条（単体ソルベンシー・マージン）および第 87 条（単体リスク）ならびに平成 8 年大蔵省告示第 50 号の規定に基づいて算出された比率です。

【単体ソルベンシー・マージン比率】

・損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。

・この「通常の予測を超える危険」に対して「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」の割合を示す指標として、保険業法に基づき計算されたものが、「単体ソルベンシー・マージン比率」です。

「通常の予測を超える危険」

保険引受上の危険（①）、予定利率上の危険（②）、資産運用上の危険（③）、経営管理上の危険（④）、巨大災害に係る危険（⑤）の総額

- ① 保険引受上の危険（一般保険リスク、第三分野保険の保険リスク）：
保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険（巨大災害に係る危険を除く）
- ② 予定利率上の危険（予定利率リスク）：
積立型保険について、実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
- ③ 資産運用上の危険（資産運用リスク）：
保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
- ④ 経営管理上の危険（経営管理リスク）：
業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③および⑤以外のもの
- ⑤ 巨大災害に係る危険（巨大災害リスク）：
通常の予測を超える巨大災害（関東大震災や伊勢湾台風相当）により発生し得る危険

「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」

損害保険会社の純資産（社外流出予定額等を除く）、諸準備金（価格変動準備金・異常危険準備金等）、土地の含み益の一部等の総額

・ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する客観的な指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

時価情報等

①有価証券

1) 売買目的有価証券

当期の損益に含まれた評価差額 3百万円

2) 満期保有目的の債券

該当ありません。

3) その他有価証券

< 2020 年度 >

(単位: 百万円)

区分	年度	2020 年度末		
		取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	公 社 債	3,605	3,614	8
	株 式	-	-	-
	外 国 証 券	1,364	1,388	23
	そ の 他	3,842	3,873	30
	小 計	8,812	8,875	63
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	公 社 債	9,200	9,183	△ 16
	株 式	-	-	-
	外 国 証 券	1,000	997	△ 2
	そ の 他	11,000	9,191	△ 1,808
	小 計	21,200	19,372	△ 1,827
合計		30,012	28,248	△ 1,764

(注) 組合出資金（貸借対照表計上額 795 百万円）については、組合財産が時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているため、上記の表に含めておりません。

< 2019 年度 >

(単位 : 百万円)

区分	年度	2019 年度末		
		取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	公 社 債	300	300	0
	株 式	-	-	-
	外 国 証 券	355	358	3
	そ の 他	-	-	-
	小 計	655	658	3
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	公 社 債	5,208	5,120	△ 88
	株 式	-	-	-
	外 国 証 券	1,634	1,592	△ 41
	そ の 他	13,485	11,094	△ 2,390
	小 計	20,327	17,807	△ 2,520
合計		20,983	18,465	△ 2,517

(注) 組合出資金 (貸借対照表計上額 613 百万円) については、組合財産が時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているため、上記の表に含めておりません。

②金銭の信託

1) 運用目的の金銭の信託

< 2020 年度 >

(単位 : 百万円)

	貸借対照表計上額	損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	136	△ 63

< 2019 年度 >

(単位 : 百万円)

	貸借対照表計上額	損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	65	△ 7

2) 満期保有目的の金銭の信託 該当ありません。

3) 運用目的、満期保有目的以外の金銭の信託

< 2020 年度 > 該当ありません。

< 2019 年度 >

(単位 : %)

	帳簿価額	時価	差額
運用目的、満期保有目的以外の金銭の信託	2,426	2,423	△ 2

③デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）

区分	2020 年度
差損益の内訳（ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳）	該当ありません。
金利関連	該当ありません。
通貨関連	該当ありません。
株式関連	該当ありません。
その他	該当ありません。

④保険業法に規定する金融等のデリバティブ取引
該当ありません。

⑤先物外国為替取引
該当ありません。

⑥有価証券関連デリバティブ取引（⑦に掲げるものを除く。）
該当ありません。

⑦金融商品取引法に規定する有価証券先物取引もしくは有価証券先渡取引、外国金融商品市場における有価証券先物取引と類似の取引
該当ありません。

⑧暗号資産
該当ありません。

子会社等

「当社およびその子会社等の概況」「当社およびその子会社等の主要な業務」「当社およびその子会社等の直近の2連結会計事業年度における財産の状況」については該当事項はありません。

S B I

コーポレートデータ

I N S

企業理念	92
沿革	92
株主・株式	93
役員の状況	94
従業員の状況	94

U R A

N C E

企業理念

企業理念	新しい時代に、新しい保険を
経営方針	最先端の商品と最高水準のサービスを目指す テクノロジーの力で新たな価値を創造する グループシナジーで保険生態系を構築する
行動方針	人に誠実に、社会に公正に向き合う 誇りと情熱を持って仕事に取り組む お客様本位の姿勢を常に大切にする
コーポレートスローガン	プライスリーダーからゲームチェンジャーへ

沿革

2006年6月	SBIホールディングス(株)とあいおい損害保険(株)(現あいあいニッセイ同和損害保険(株))の共同出資によりSBI損保設立準備(株)設立
2007年2月	ソフトバンク(株)(現ソフトバンクグループ(株))が新たに出資
2007年12月	損害保険業の免許を取得、商号をSBI損害保険株式会社に変更
2008年1月	営業を開始「個人総合自動車保険」販売開始
2011年4月	損害サービス体制を強化(3サービスセンターから5サービスセンターへ)
2011年10月	東京コンタクトセンターを開設
2012年8月	「がん治療費用保険」の販売を開始
2013年7月	大阪損害サービスセンターを開設
2013年10月	九州コンタクトセンター(佐賀県鳥栖市)を開設
2018年1月	契約件数100万件を突破
2018年8月	仙台損害サービスセンターを開設
2018年10月	福岡損害サービスセンター・福岡コンタクトセンターを開設
2018年12月	「賠償責任保険」の販売を開始
2019年11月	「動産総合保険」の販売を開始
2021年5月	業界初「SBI損保の自動車保険」でTポイントが利用できるサービス開始

株主・株式

①基本事項

株主総会開催時期：毎年4月1日から4か月以内 決算期日：毎年3月31日

公告方法：電子公告(※) (※) 広告掲載 URL (<http://www.sbisonpo.co.jp/koukoku/>)

②株式分布状況および株主

(2021年7月1日現在)

株主名称	本社住所	持株数	発行済株式総数に対する持株数の割合
SBI インシュアランスグループ株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	11,533,467株	99.19%
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号	94,070株	0.81%

②資本金の推移および最近の新株の発行

(2021年7月1日現在)

年月日	新株発行数	発行済株式総数	増資額	資本金の額	資本準備金の額
2006年6月1日	2,000株	2,000株	-	100百万円	0百万円
2007年2月28日	58,000株	60,000株	2,900百万円	1,550百万円	1,550百万円
2009年9月17日	79,160株	139,160株	3,000百万円	3,050百万円	2,950百万円
2010年5月26日	142,483株	281,643株	5,000百万円	5,550百万円	5,450百万円
2012年3月30日	206,537株	668,159株	4,000百万円	9,650百万円	9,550百万円
2012年9月28日	2,000,000株	2,720,536株	6,000百万円	13,050百万円	12,950百万円
2013年11月29日	1,000,000株	4,720,536株	3,000百万円	16,050百万円	15,950百万円
2018年10月26日	6,607,000株	11,627,537株	8,001百万円	20,500百万円	20,400百万円

④1株当たり配当等の推移

(単位：百万円)

区分	2019年度	2020年度
1株当たり配当額	-円-銭	-円-銭
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)金額	△38円01銭	2円89銭
配当性向	-%	-%
1株当たり純資産額	969円61銭	1,037円36銭

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失金額は[当期純利益(又は当期純損失)÷期中平均株数]により算出しております。

役員の状況

(2021年7月1日現在)

役職名	氏名	担当業務
代表取締役社長	五十嵐 正明	経営戦略本部、カスタマー本部、内部監査室、お客様相談室
常務取締役執行役員	川嶋 恒彦	営業本部
取締役執行役員	高田 和弘	コーポレート本部
取締役執行役員	衿寝 大輔	損害サービス本部
取締役執行役員	木村 正重	経営戦略本部
常勤監査役（社外）	齋木 達夫	
監査役（社外）	宇塚 勝見	
監査役（社外）	本間 尚登	
執行役員	樋口 健二	カスタマー本部
執行役員	早野 梵天丸	営業本部
執行役員	新井 浩司	損害サービス本部
執行役員	内田 信幸	損害サービス本部
執行役員	砂子 弘	営業本部
執行役員	小嶋 好明	コーポレート本部

従業員の状況

(2021年3月31日現在)

従業員数	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与
709名	41.0歳	4.2年	4,172千円

損害保険用語の解説（50音順）

あ行

【異常危険準備金】

異常災害による損害のてん補に充てるために保険会社が積み立てる準備金のことを言います。

【逸失利益】

事故などにより被保険者が死亡または後遺障害により働けなくなった結果、その事故がなければ得られたであろう経済的利益のことです。

【受再】

ほかの保険会社からの「再保険」を引き受けることを言います。

か行

【解約返戻金】

保険期間中に解約・解除等があった場合に、保険会社から契約者にお返しする保険料です。

【価格変動準備金】

保有する株式・債券などの価格変動による損失に備えるため、将来発生が見込まれる危険に備えて保険会社が積み立てる準備金を言います。

【記名被保険者】

自動車保険において、契約自動車を主に運転する方で、契約時に記名被保険者として指定された方を指します。

【契約者配当金】

積立保険において積立部分の実際の運用利回りが予定利率を超えた場合、満期時に契約者に支払われる金額です。なお、弊社において積立保険は取り扱いがありません。

【契約者配当準備金】

積立保険の契約者配当金を満期時に支払うために、保険会社が積み立てる準備金のことを言います。なお、弊社において積立保険は取り扱いがありません。

【後遺障害】

身体の一部を失いまたはその機能に重大な障害を永久に残した状態を言います。

【交通事故証明書】

交通事故の事実を確認したことを証明するものです。事故が発生した場所を所轄する各都道府県の自動車安全運転センターが交付します。

【告知義務】

ご契約時に保険会社が告知事項として質問した事項について、事実を回答していただく義務のことです。

さ行

【再保険】

保険会社が引き受けた保険契約に基づく保険金支払責任のすべて、あるいは一部分をほかの保険会社に転嫁することを言います。

【再保険プール】

保険責任の分散・平準化を効率的に図るために共同で行う再保険のことを言います。プールに参加した保険会社は、保険契約をプールに出再し、かつ、所定の配分割合分を受再していることとなります。

【事業費】

保険会社の事業上の経費で、損害保険会計では、損害調査費、営業費及び一般管理費、諸手数料及び集金費を総称して言います。

【そんぽADRセンター】

損害保険協会のお客様対応窓口で、専門の相談員が、交通事故に関するご相談、その他損害保険に関するご相談に対応します。また、保険業法に基づく指定紛争解決機関（金融機関ADR機関）として、損害保険会社とのトラブルが解決しない場合の苦情の受付や損害保険会社との間の紛争解決の支援（和解案の提示等）を行っています。

【自賠責保険】

自動車損害賠償保障法によって自動車を使用する際に加入が義務づけられている保険で、人身事故における被害者救済を目的とした強制保険です。なお、正式名称は自動車損害賠償責任保険です。

【支払備金】

既に発生した保険事故について、その保険金の支払いのために積み立てる準備金のことを言います。

【出再】

ほかの保険会社に「再保険」を引き受けてもらうことを言います。

【自由診療】

公的医療保険制度の対象となるかどうかに関わらず、公的医療保険制度を利用しないで自費負担で受ける診療を言います。

【セカンドオピニオン】

患者にとって最善と考えられる診療を患者と主治医で判断するために主治医以外で医師の意見を聞くことです。

【責任準備金】

将来生じうる保険金の支払いなどの保険契約上の保険会社が負う債務に対して、あらかじめ積み立てておく準備金のことを言います。

【先進医療】

厚生労働大臣が定める高度の医療技術を用いた療

養その他の療養（厚生労働大臣が定める施設基準に適合すると承認を受けた医療機関で行われる療養に限り）の事をいい、公的医療保険制度の保険給付の対象とすべきものがどうかを評価する段階にある療養です。先進医療は公的保険診療と併用することができますが、先進医療にかかる部分は全額自己負担となります。

【損害保険大学課程】

一般社団法人日本損害保険協会が実施している資格認定制度で、損害保険募集人一般試験の合格者を対象にしたプログラムです。

【損害保険募集人一般試験】

これから代理店登録または募集人届出をする方、すでに代理店登録または募集人登録をしている方を対象に、一般社団法人日本損害保険協会が実施する試験です。試験は基礎単位と商品単位で構成されており、単位ごとに5年おきの更新制です。

【損害保険料算出機構】

「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づく料率算出団体です。自動車保険、火災保険および傷害保険等の参考純率ならびに自賠責保険及び地震保険の基準料率の算出を主要な業務としています。

た行

【第三分野保険】

第一分野（生命保険）、第二分野（損害保険）のいずれにも属さない医療保険や介護保険などを指します。

【特約再保険】

あらかじめ出再する条件を定めて置き、その条件を満たす保険契約をすべて出再する形態の再保険のことをいいます。

な行

【ノンフリート等級】

保険の対象となる自動車の所有台数が9台以下の保険契約に対して適用される割増・割引率の等級（1～20等級）のことをいいます。

は行

【払戻積立金】

積立保険及び満期時に一定の条件で保険料を返還する保険において満期返戻金または保険料の払戻等に備えるために、保険会社が積み立てる準備金のことをいいます。なお、弊社においてこれに該当する保険は取扱がありません。

【普通責任準備金】

一般の保険において決算時から保険終期までの期間の保険支払いに備えるために、保険会社が積み立てる準備金のことをいいます。

【保険期間】

補償となる期間のことをいいます。この期間内に保険事故が発生した場合にのみ保険会社は保険金を支払います。ただし、保険期間中であっても保険料が支払われていないときに生じた損害または傷害については一般的には保険金をお支払いしません。

【保険業法】

保険会社の業務の健全かつ適切な運営および保険募集の公正を確保することにより、保険契約者等の保護を図り、生活の安定および経済の健全な発展に資することを目的とする法律です。

【保険金】

保険事故による損害または傷害に対して保険会社が被保険者等に支払うお金のことをいいます。

【保険金額】

契約金額のことをいいます。保険事故が発生した場合に保険会社が支払う保険金の限度額です。その金額は、保険契約者と保険会社との契約によって定められます。

【保険契約者保護機構】

損害保険会社が経営破綻した場合に、破綻損害保険会社の保険契約者などを保護し、保険業に対する信頼性を維持することを目的として、保険業法に基づき設立された法人です。ここでは、日本国内で損害保険業を営む免許を受けた損害保険会社がすべて加入しており、加入損害保険会社の補償対象契約の保険契約者などが補償の対象となります。

【保険契約準備金】

保険契約に基づく保険金の支払い責任を果たすために、保険会社が積み立てる準備金のことをいい、支払準備金、責任準備金があります。

【保険料】

被保険者の被る危険を保険会社が負担するための対価として、保険契約者が保険会社に支払うお金のことをいいます。

【保険料積立金】

保険期間が長期の第三分野保険及び積立金において将来の保険金等の支払いに備えるために、保険会社が積み立てる準備金のことをいいます。

ま行

【元受契約】

保険会社が保険契約者から直接引き受けた保険契約のことをいいます。

【元受保険料】

元受契約によって領収する保険料のことをいいます。出再する前の保険料であることを明示する場合に用いる用語です。

SBI 損害保険株式会社

〒106-6016 東京都港区六本木 1-6-1 泉ガーデンタワー 16F

TEL 03-6229-0060(代表)

www.sbsonpo.co.jp



SBI損保